

せたな町
過疎地域持続的発展
市町村計画

令和3年度～令和7年度

(令和7年1月更新)

北海道久遠郡せたな町

目 次

1 基本的な事項

(1) せたな町の概況	1
①自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要	1
②過疎の状況	2
③社会経済的発展の方向の概要	2
(2) 人口及び産業の推移と動向	3
(3) 行財政の状況	5
(4) 地域の持続的発展の基本方針	8
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	8
①産業経済の振興	8
②若者定住・Uターン者の受入に配慮した施策の推進	8
③時代の変化に対応した施策の推進	9
④重点的かつ効率的な施策の推進	9
⑤広域的視点からの施策の推進	9
⑥人口に関する目標	9
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	10
(7) 計画期間	10
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	10

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点	11
①移住・定住	11
②地域間交流	11
(2) その対策	11
(3) 計画	12
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	12

3 産業の振興

(1) 現況と問題点	13
①農業	13
②林業	13
③水産業	14
④鉱工業	15
⑤商業	16
⑥観光レクリエーション	16
⑦企業誘致及び起業支援	17
(2) その対策	18
(3) 計画	19
(4) 産業振興促進事項	22

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合	2 2
----------------------	-----

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点	2 3
(2) その対策	2 3

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点	2 4
① 道路橋梁	24
② 地域公共交通	25
(2) その対策	2 6
(3) 計画	2 7
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	2 8

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点	2 9
①上水道	29
②下水道	29
③ゴミ処理・し尿	30
④消防施設	30
⑤公営住宅	30
⑥町有施設	31
⑦防犯・交通安全	31
(2) その対策	3 1
(3) 計画	3 2
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	3 3

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点	3 4
①高齢者福祉	34
②児童・母子等の福祉	35
③障がい者福祉	35
④健康づくり	36
(2) その対策	3 6
(3) 計画	3 7
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	3 8

8 医療の確保

(1) 現況と問題点	3 9
(2) その対策	3 9
(3) 計画	4 0

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合 4 1

9 教育の振興

(1) 現況と問題点 4 2
①小中学校 42
②高等学校 42
③社会教育 42
④社会教育施設 43
⑤社会体育 43
⑥社会体育施設 43
(2) その対策 4 3
(3) 計画 4 4
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合 4 5

10 集落の整備

(1) 現況と問題点 4 6
① 集落の配置状況 46
(2) その対策 4 6

11 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点 5 1
(2) その対策 5 1
(3) 計画 5 1
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合 5 2

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点 5 3
① 地熱開発及び再生可能エネルギー 53
(2) その対策 5 3
(3) 計画 5 3
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合 5 4

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点 5 5
(2) その対策 5 5

事業計画（令和3年度～令和7年度）

過疎地域持続的発展特別事業分 5 6

1 基本的な事項

(1) せたな町の概況

① 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

本町は、北海道の南西部、日本海に面する檜山振興局管内の最北端に位置し、気象は、日本海を北上する対馬暖流の影響を受けるため温暖で、本州東北とよく似た気候を呈している。風は、春、夏は南西の風が、冬は北西の風が多い。

本町の人口は、平成 17 年 9 月 1 日、大成町、瀬棚町及び北檜山町が合併して誕生した町で、面積 638.68k m²（国土地理院令和 3 年 1 月現在）、人口 8,473 人（平成 27 年国勢調査）となっている。

本町は、北海道の開拓以前から自然発生的に拓けた沿岸部と、開拓計画によって拓けた内陸部が混交する町で、南は北海道渡島総合振興局管内八雲町熊石、北は狩場山(1,520m)を主峰とする連山をもって北海道後志総合振興局管内島牧村と境界をなし、東は今金町、八雲町に隣接しており、西は日本海に面し、奥尻島とは大成区から海上距離 27km、瀬棚区から 43 kmの至近距離にある。

旧 3 町の歴史を礎に現在のせたな町があり、大成区の歴史は和人移住が永禄年間〈1558～1570〉に行脚僧が本陣に来往したのが始まりといわれ、その後、時代の変遷に伴い鯨漁業に従事するものが漸増して集落を形成、明治 12 年 7 月久遠郡のほか奥尻郡、瀬棚郡、太櫓郡の 4 郡役所が字都に設置される。

明治 35 年 4 月久遠村、大正 12 年 4 月貝取澗村にそれぞれ 2 級町村制が施行される。

昭和 30 年 7 月 20 日久遠村と貝取澗村が合併し、大成村として発足、昭和 41 年 10 月 1 日町制施行により大成町になる。

瀬棚区の歴史は、享禄年間(1528～1531)において東部知内地方とともに西部瀬田内(旧瀬棚町)として酋長の根拠地であったもので、大永、天文及び寛永に対和人闘争が起きた。和人の定住は、瀬棚山林の伐採を許可したのが始まりと伝えられる。

明治 30 年 6 月 13 日、利別川南岸「トンケ沢」以東と北岸「メナ川」以東を割って利別村(現在の今金町)が分村し、同 35 年 2 月 19 日、真駒内川と馬場川との中間なる山脈の以東を割って、東瀬棚村(現在の北檜山区)が分村される。

同 35 年 4 月 1 日、2 級町村制が施かれ瀬棚村と称し、大正 8 年 4 月 1 日、1 級町村制施行により同 10 年 1 月 1 日より町制が施かれる。

北檜山区の歴史については旧太櫓村の開基は明らかではないが、天明年間(1781～1788)から開拓されたものといわれ、その後、文政 3 年(1820 年～)頃から和人が土着したという記録がある。明治 39 年に 2 級町村制を施行し、村名を太櫓村とする。

旧東瀬棚は明治 35 年 2 月 19 日に瀬棚村から分村、明治 39 年に 2 級町村制を施行し、村名を東瀬棚村とする。

昭和 28 年 10 月 1 日に町制施行し、昭和 30 年 4 月 1 日に太櫓村と合併して北檜山町となる。

平成 17 年 8 月 31 日に大成町、瀬棚町、北檜山町を廃置分合し、9 月 1 日せたな町を設置。本庁を旧北檜山町に置き、旧大成町、旧瀬棚町に総合支所を置く。

② 過疎の状況

本町の過疎の状況は、経営規模狭小農家の都市部への転出や農業後継者のいない高齢農家の離農等、更に漁業集落では沿岸漁業における漁獲量の不振等から他産業への転職、転出等、昭和30年代から50年代の大幅な人口減少は、日本の高度経済成長期に全国各地と同様に農村部から都市部への急激な人口移動と歩調を合わせる形となっており、昭和35年人口25,163人をピークに減少の一途をたどり、旧過疎法に基づく指定を受け、その振興計画に基づき過疎対策事業として産業の振興を図るために農林漁家経営の規模安定と土地基盤、産業生産基盤の整備に努めたほか、生活環境施設の整備充実のため、住民生活に密着した環境整備を優先的に実施してきた結果、平成2年から緩やかに推移しているものの、人口減少に歯止めはかからず、平成27年の国勢調査人口では10年前と比較し、2,200人を超える減少となっており、戦後のベビーブームの団塊世代が高齢化による生産人口の減少、高齢者比率の増加と若年者比率の減少の傾向は顕著となっている。

社会生活基盤の骨格は逐次整備されつつあるが、なお農林水産業を中心とする生産対策や都市化への環境整備を進める中で、今後とも十分に地域の特性と地域資源を生かしながら生活環境や福祉・医療・教育施設など公共施設の整備と効果ある運用を図り過疎地域の持続的発展を目指す。

③ 社会経済的発展の方向の概要

町民が豊かで安定した生活を営むため、基盤となる産業の振興は重要な役割を担うことから、本町の特性を活かしたまちづくりに努める。

本町は、農業・漁業を基幹産業として商工業などの発展を遂げてきたが、第一次産業をめぐる諸情勢は一段と厳しさを増しており、経済状況の変化や国際情勢への対応など、新しい時代に対応した産業振興を積極的に推進していく必要がある。

農業は、町の基幹産業であることから、付加価値と生産性の高い農業を推進し、高収益作物の導入など、経営の安定と向上を図っていく。

また、食の安全に対する高まりから、安全で安心な農作物の生産を推進し、環境と調和したクリーンな食料供給基地を形成する。

林業については、森林資源の保護・保全と生産基盤の整備を進めるとともに、循環型の林業を推進する。

漁業については、増養殖漁業や栽培漁業の推進により、前浜資源の確保に努め、獲る漁業からつくり育てる漁業への転換を図るとともに、漁港や港湾など生産基盤の整備充実を促進する。

鉱工業については、環境に配慮した鉱工業の育成強化と振興を図るとともに、地域にある資源の有効活用を図る。

商業については、消費者ニーズを踏まえ、経営体質の改善や、経営の効率化、さらには経営者改革を図るとともに、個性的で魅力ある商店街づくりを進めていく。

観光については、各区（北檜山区、瀬棚区、大成区）の豊かな自然環境や地元農水産物、温泉などの有効利用を図り、個性ある「せたな観光」の形成を目指して、体験型観光の推

進と、受入体制の整備充実に努める。

交通については、余暇時間の増大とともに、人流・物流・流通をはじめとする広域交通体系の果たす役割は大きく一層重要性が高まることから、瀬棚～長万部間、北檜山～大成間の幹線道路網の整備促進について、国及び道へ積極的に要請するとともに、道路景観や自然環境に配慮し、町民の生活道路として町道等の整備を促進する。

港湾については、物や人などの交流の場として地域の振興に果たす役割は大きいことから、計画的な整備を進めるとともに、地域産業と連携した物流拠点としての活用を推進していく。

近年、生活様式の多様化、生活環境施設の需要はますます増大するものと予想されることから、「町民が安心して、健康で豊かに暮らすことができるまちづくり」を基本として安心・安全かつ利便性の高い生活環境を整備するとともに住民福祉の向上を図り、潤いのある人間関係を育み、生活と生産活動の安定向上に努めることを目指す。

(2) 人口及び産業の推移と動向

人口の推移は、昭和 35 年の国勢調査人口 25,163 人を頂点として以後減少傾向をたどり、平成 2 年調査では前 15 年間で 4,480 人、25.1%の減少、平成 17 年調査で 2,641 人、19.7%の減少と若干減少率が緩やかになったが、平成 27 年調査では 2,275 人、21.2%の減少と徐々に減少数が多くなっている。

この傾向は、平成 27 年度国勢調査人口と令和 2 年 3 月末の住民基本台帳人口を比較しても 5 年間で 849 人と年平均 170 人程の減少となっており、人口流出に歯止めがかかっているとはいえない状況である。年齢層別の推移では、幼年人口（0～14 歳）は国勢調査人口の比較で昭和 35 年調査から平成 17 年調査までそれぞれ約 50%前後の減少がみられ、高齢者人口（65 歳以上）は年を追うごとに大きく伸びをみせ、その比率は平成 27 年で 42.4%に至り、約 2 人に 1 人が高齢者という人口構造は、極めて大きな課題となっている。

人口動態は、社会増減では転入より転出が多く、自然増減では出生率より死亡率が多い状況となっている。

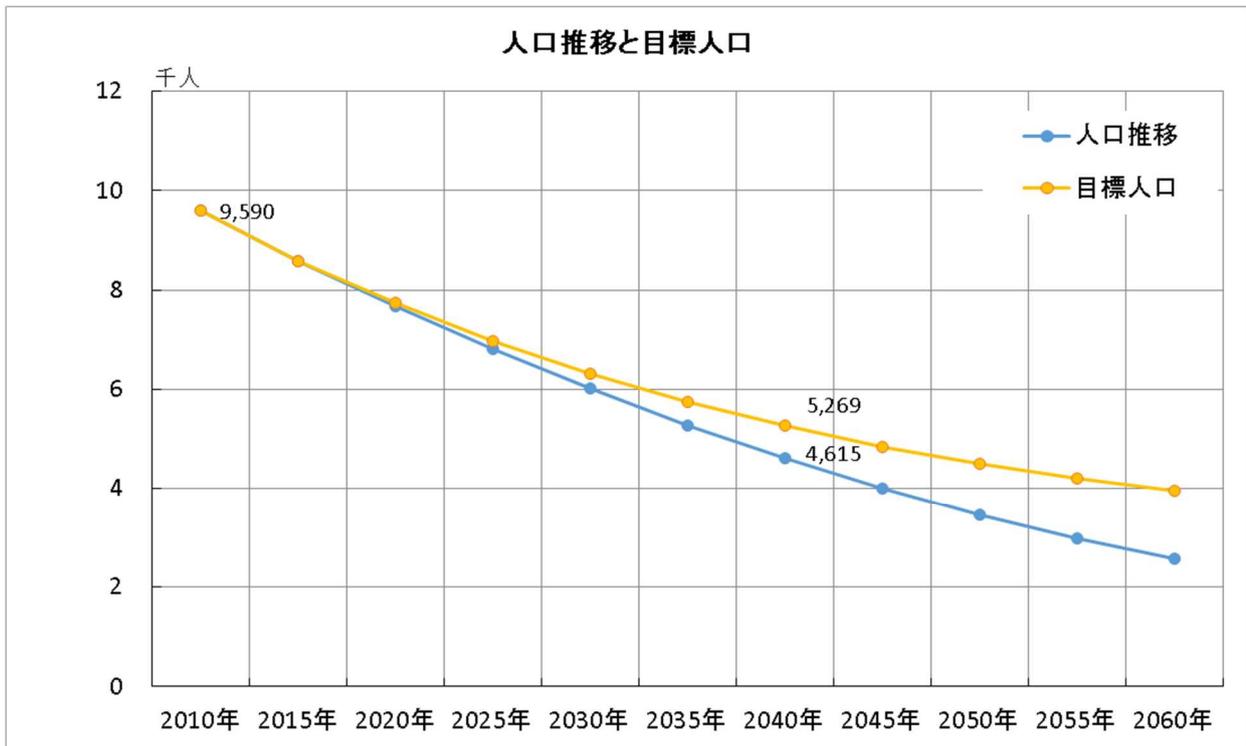
本町の第一次産業は基幹産業である農業・漁業、第二次産業は建設業を主として水産資源を利用した製造業となっている。第三次産業は小規模な商店とサービス業によって構成されている。

平成 27 年国勢調査における産業別人口は、第一次産業 1,073 人、第二次産業 627 人、第三次産業 2,276 人となっており、10 年前の調査の平成 17 年の構成比と比較すると第一次産業 14.2%の減、第二次産業 40.8%の減、第三次産業 17.1%の増となり、全体的には 0.9%の減少率である。

表1-1 (1) 人口の推移 (国勢調査)

区 分	昭和 35 年			昭和 50 年			平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	
総 数	人 25,163	人 17,869	% △29.0	人 13,389	% △25.1	人 10,748	% △19.7	人 8,473	% △21.2			
0歳～14歳	9,397	4,702	△50.0	2,270	△51.7	1,243	△45.2	749	△39.7			
15歳～64歳	14,391	11,313	△21.4	8,607	△23.9	5,910	△31.3	4,135	△30.0			
うち 15歳～ 29歳(a)	6,150	3,368	△45.2	1,866	△44.6	1,125	△39.7	634	△43.6			
65歳以上 (b)	1,375	1,854	34.8	2,512	35.5	3,595	43.1	3,589	△0.2			
(a)/総数 若年者比率	% 24.4	% 18.9	—	% 13.9	—	% 10.5	—	% 7.5	—			
(b)/総数 高齢者比率	% 5.5	% 10.4	—	% 18.8	—	% 33.4	—	% 42.4	—			

表1-1 (2) 人口の見通し (人口ビジョン)



	2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)	2020年 (令和2年)	2025年 (令和7年)	2030年 (令和12年)	2035年 (令和17年)	2040年 (令和22年)	2045年 (令和27年)	2050年 (令和32年)
人口推移	9,590人	8,570人	7,674人	6,816人	6,018人	5,281人	4,615人	3,997人	3,456人
目標人口	9,590人	8,572人	7,732人	6,978人	6,314人	5,743人	5,269人	4,844人	4,489人

表 1 - 1 (3) 人口の推移 (住民基本台帳)

区分	平成12年 3 月 31 日		平成17年 3 月 31 日			平成22年 3 月 31 日		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数	11,977人	—	11,266人	—	△5.9%	9,903人	—	△12.1%
男	5,679人	47.4%	5,370人	47.7%	△5.4%	4,677人	47.2%	△12.9%
女	6,298人	52.6%	5,896人	52.3%	△6.4%	5,226人	52.8%	△11.4%

区 分	平成 27 年 3 月 31 日			令和 2 年 3 月 31 日			
	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率	
総 数 (外国人住民除く)	8,717 人	—	△12.0%	7,624 人	—	△12.5%	
男 (外国人住民除く)	4,114 人	47.2%	△12.0%	3,592 人	47.1%	△12.7%	
女 (外国人住民除く)	4,603 人	52.8%	△1.6%	4,032 人	52.9%	△12.4%	
参 考	男 (外国人住民)	1 人	3.1%	—	10 人	31.3%	90.0%
	女 (外国人住民)	31 人	96.9%	—	22 人	68.7%	△29.0%

表 1 - 1 (4) 産業別人口の動向 (国勢調査)

区 分	昭和 35 年	昭和 50 年		平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 11,582	人 8,518	% △26.5	人 6,461	% △24.1	人 5,056	% △13.2	人 3,977	% △21.3
第一次産業 就業人口比率	% 66.7	% 41.3	—	% 29.9	—	% 24.7	—	% 27.0	—
第二次産業 就業人口比率	% 13.1	% 25.3	—	% 26.0	—	% 21.0	—	% 15.8	—
第三次産業 就業人口比率	% 20.2	% 33.4	—	% 44.1	—	% 54.3	—	% 57.2	—

(3) 行財政の状況

平成 17 年 9 月 1 日檜山北部 3 町 (大成町、瀬棚町、北檜山町) が合併し、行政機構の統合整理について効率的な行政組織の設置を行い、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう配慮している。また、地域の特性やバランス、住民窓口サービスの低下を招かないように本庁 (北檜山区)、瀬棚支所及び大成支所に地域住民が関係する係を設置し、そのほか出先機関としてそれぞれ国保病院、診療所等を設置している。

本町の行政は、「町民が安心して、健康で豊かに暮らすことができるまちづくり」を町政執行の基本理念に、旧町毎に合併特例区を設けていたが、平成 22 年度から地域自治区へ移行したことに伴い各区に地域協議会を設置し、地域住民と行政が密接に関わり合うまちづくりを積極的に進めている。

また、地域の基幹産業である漁業については資源の適正な管理と活用を図り、水産資源種苗生産事業、増養殖事業等水産業の振興を図り、農業については生産基盤の整備拡大を積極的に進め、上・下水道、住宅、道路網等快適な定住環境整備を図りながら医療の確保、教育及び文化施設の整備拡充、高齢化社会に対応した福祉の充実を図っている。

さらに、町内会との連携のもと地区懇談会をはじめ、町職員による地区担当職員制度を導入し、各町内会のまちづくり活動に参加し、地域課題等の問題解決への助言や協力を行うとともに、生活関連情報等の提供や実態把握に努め、行政区域の要望、苦情等の相談及び行政への伝達機能を果たしている。こうした組織及び職員配置により住民の声を積極的に吸収するとともに情報の相互交換のため、広報「せたな」を毎月発行している。

広域行政については、北部桧山衛生センター組合（今金町、せたな町）の運営や、介護認定審査会を今金町と共同で設置している。また、檜山管内一円を区域とする檜山広域行政組合を設立し、複合事務の処理を行っている。

各種振興法による地域指定については、昭和 44 年（瀬棚区 48 年）には農業振興地域の整備に関する法律の地域指定を受け、昭和 45 年（瀬棚区 46 年）に過疎地域、昭和 47 年工業再配置、昭和 54 年特別豪雪地帯、昭和 61 年には半島地域の指定を受けている。

財政については、平成 18 年度財政非常事態宣言を発し、職員一丸となって健全財政を目指し、人件費の削減や事務事業の見直しなどの内部行政経費の削減、町債の繰上償還、組織改革による業務の効率化、採用職員の抑制などの経費削減に努め、平成 23 年 9 月に財政非常事態宣言を解除することができた。

財政状況は表 1-2（1）のとおり、平成 22 年度の歳入総額 10,693 百万円に対し、令和元年度は 9,238 百万円と約 13.6%の減少となっている。このうち、歳入財源の主たるものは地方交付税であり、平成 22 年度は歳入総額の 57.4%を占め、令和元年度では 53.5%となっている。

また、町税は 7%台に留まり、地方交付税を含めた一般財源は 64%台であり、今後もこの状況で推移するものと考えられる。

歳出では投資的経費が抑制され、令和元年度の義務的経費は歳出総額の 35.0%を占めている。このため、人件費、物件費については極力抑制、節減策を進めるとともに増大する事業需要に対処し、効率的な行政運営を行い健全財政の堅持を図るものとする。

表1-2(1) 市町村財政の状況

(単位：千円)

区 分	平成22年度	平成27年度	令和元年度
歳入総額 A	10,692,933	10,024,726	9,238,400
一般財源	7,091,368	6,927,460	5,916,152
国庫支出金	1,438,134	489,749	418,080
都道府県支出金	414,092	487,504	381,869
地方債	816,700	1,146,700	823,200
うち過疎対策事業債	88,900	128,600	95,300
その他	932,639	973,313	1,699,099
歳出総額 B	10,455,478	9,532,751	9,011,321
義務的経費	3,859,133	3,628,039	3,234,107
投資的経費	2,116,013	1,373,867	1,362,313
うち普通建設事業	2,006,533	1,354,161	1,362,313
その他	4,480,332	4,530,845	4,414,901
過疎対策事業費			
歳入歳出差引額 C (A-B)	237,455	491,975	227,079
翌年度へ繰越すべき財源 D	18,252	176,163	176,163
実質収支 C-D	219,203	315,812	315,812
財政力指数	0.15	0.14	0.15
公債費負担比率	18.9	21.5	16.7
実質公債費比率	16.1	9.4	8.8
起債制限比率	—	—	—
経常収支比率	85.8	82.3	87.5
将来負担比率	82.8	8.3	—
地方債現在高	13,084,945	9,326,451	8,910,101

表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和元 年度末
市町村道					
改良率 (%)	35.7	49.3	60.0	67.3	62.8
舗装率 (%)	11.3	35.9	50.2	52.3	54.5
農道					
延長 (m)				6,188	6,189
耕地1ha当たり農道延長 (m)	5.3	6.7	3.7	—	—
林道					
延長 (m)				46,435	51,532
林野1ha当たり林道延長 (m)	2.1	2.0	2.8	—	—
水道普及率 (%)	85.4	84.2	95.5	99.1	99.1
水洗化率 (%)	(1.0) ※	3.8	21.0	53.2	59.5
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	13.3	14.4	12.2	10.0	6.4

(4) 地域の持続的発展の基本方針

本町は、温暖な気候に恵まれ、美しい豊かな自然と地域資源等の活用により、開発の可能性をもっているものの、過疎化の進行は大きな課題となっている。高齢化の進行、本町を取り巻く時代の潮流や経済社会情勢の変化を的確に捉えながら行政と住民が一体となって愛着の持てる「ふるさとせたな」づくりを進める必要がある。このため、この町に住む一人ひとりが自分の果たすべき役割は何であるかを考え、活力と希望の持てる「せたな」を創るために意欲をもって行動と努力を積み重ねることが必要と考える。

昭和45年に旧大成町・旧北檜山町、昭和46年に旧瀬棚町が「過疎地域」の指定を受け、過疎地域振興計画を策定し、農林水産業の生産性向上と社会生活基盤整備の強化による人口減少防止を図ってきた。さらに、総合計画をはじめとする各種計画等の推進により、基幹産業である農林水産業の振興発展を主眼に、生産基盤や生活環境の整備を進め、まちづくりに取り組んできた。しかし、社会経済情勢は予想を上回る変貌を遂げており、地域に与える影響を的確に捉え、地域の活性化や持続的発展への取り組みをより一層推進していかなければならない。

また、生活様態の都市化が進み、快適な居住環境、保健医療福祉が一体となった介護体制の構築や、新しい文化・教育の創造と豊かな人間性をつくりだす生涯学習の充実・強化、若者の定住などの重要課題が山積している。このため、次の基本的施策に沿った取り組みを実施していく。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

① 産業経済の振興

地域の産業は、高齢化や後継者不足などの諸課題を抱えていることから、産業担い手の育成・支援が必要である。

農業については、地域経済に与える影響が極めて高いことから、生産基盤の整備と併せた生産性の向上とコストの削減を図った農業経営の促進とともに、高収益作物や新規作物の導入を図り、経営の持続的安定を促進し、特色ある地域農業を目指す。

水産業については、農業とともに本町の基幹産業であることから、前浜の漁業資源の維持・確保に努めるとともに、静穏域を活用した栽培漁業を推進し、漁業経営の安定化を図るとともに、水産基盤の整備促進を図る。

商工業では、経営の効率化や地場生産物の商品化などを支援し、地域に即した魅力ある商店街づくりを推進する。

観光では、農業や水産業などと連携した体験型観光の推進を図るとともに、地域イベントの充実を図り、観光客の誘致・集客を推進する。

② 若者定住・Uターン者の受入に配慮した施策の推進

豊かな自然や地域資源を生かし、農業・漁業・工業・商業・観光など若者の雇用の場、起業家を積極的に支援するとともに、交通網・住環境等の整備、子育てしやすい環境づくりなどを進め、若者が住みやすいまちづくり、Uターン者の受入れなどに配慮した施

策を推進する。

③ 時代の変化に対応した施策の推進

高度成長期からバブル経済崩壊を経て、住民意識が量から質、ものから心へと意識が変化する一方で、少子高齢社会を迎えており、より一層、個を重視した地域づくりが求められている。

このため、「第2次せたな町総合計画」（平成30年度から令和7年度）を基本に、それぞれ地区の特性や個性を生かして地域バランスのとれた施策をこれまで以上に、積極的かつ大胆に展開するとともに、多様なライフスタイルを充実させ、質の高い社会環境の創造を目標とした地域づくりを進めていく。

④ 重点的かつ効率的な施策の推進

地方分権の中、自治体における主体的かつ積極的な地域づくりの取組が一層可能になり、また、社会の多様化に合わせて、自治体の活動も様々な分野に広がり、その果たすべき役割もますます大きくなっているほか、経済効率性の高い行財政運営が強く求められている。

また、このため、過疎対策の推進に当たっては、財政事情や社会情勢を的確にとらえ、重点的・戦略的な視点に立った地域住民の福祉向上をめざした施策の展開や広域的な事業の推進、民間活力や地域的人材の活用などをより一層進めていく。

⑤ 広域的視点からの施策の推進

交通・情報通信網の発達により生活圏や経済圏が拡大し、居ながらにして世界中の動きを知ることができ、日常の生活行動も広くなり、過疎地域も都市型社会になってきた。また、住民生活志向は価値観の多様化及び高度化しており、これらのニーズ全てに応えることは、せたな町のみでは、困難な状況であり、近隣町との広域連携のもとに、広域交通網、産業振興、保健医療福祉、消防など事務・事業を積極的に協力しあい、より一層広域的な連携を推進していく。

⑥ 人口に関する目標

(1) 全体人口（目標年度：令和7年度）

6,978人（平成27年国勢調査 8,473人）

(2) 人口の社会減（目標年度：令和7年度）

年間△150人（平成28年度～令和2年度の5年間平均179.2人）

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

毎年度実施している本計画の上位計画である総合計画の達成状況の評価に合わせて、過疎対策事業の評価を実施するとともに、総合戦略の評価機関である創生有識者会議においても事業評価を実施し、その結果を議会報告する。

(7) 計画期間

計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5箇年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

すべての施設等を維持しつつ更新を行うことは、本町の財政状況を鑑みても非常に困難である。

公共施設では、本町が合併により生じた非常に多くの類似公共施設を保有している現状から、今後においては、統廃合を視野に入れた施設管理が重要であり、住民生活に必要な施設の長寿命化を目指した改修・更新にかかるコスト試算の結果を踏まえ、建築系公共施設とインフラ系公共施設に大別した上で、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進し、更新費用の削減を図り、持続可能な施設管理を実施する。

インフラ整備では、老朽化状態を把握した上で、優先順位を検討し、最適化を考慮しながら改修・更新を図る。

今後は、「せたな町公共施設等総合管理計画」の基本方針に基づき、公共施設等の計画的な維持管理等について整合を図りながら、地域の持続的発展と過疎対策に必要となる事業を適切に実施していく。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

① 移住・定住

少子高齢化や都市部への人口流出がさらに加速し、著しい人口減少が続いており、産業の衰退や財政力の低下が懸念されるなど、今後も厳しい状況が見込まれる。

このような状況から人口の減少に歯止めをかけ、地域の活性化や持続的発展を図る手段として、移住定住の推進は重要な施策である。

その一方で、近年では都市部からの移住定住相談が増えており、新しい人の流れの形成による新たな産業や担い手の育成・確保への期待が高まっているが、交通の不便さや冬季生活への懸念などにより、明確な目的や将来設計が定まらず、希望に見合う移住定住には繋がっていない状況である。

現状の課題を踏まえ、移住体験事業の充実や空き家等を活用した住まいの整備、さらには移住後の生活支援制度の整備や関係団体との連携による受入意識の醸成など、今後も継続したまちの情報発信を強化しながら、移住定住のための環境整備に努めていく必要がある。

② 地域間交流

人、もの、情報の交流は、地域社会に新たな刺激を与え、人材の育成や地域資源の再発見などに繋がり、地域の自立に向けての契機となることが期待されている。

本町は、美しい海岸線と奇岩、狩場山系等が連なる都市部にはない豊かな自然景観に恵まれている。この自然景観を生かし、都市住民との交流の場を提供し、自然とのふれあいや農林漁業の産業体験交流を進めるための拠点施設など受け入れ態勢の整備、地域情報を発信するための体制、基盤づくりなどを進める必要がある。

(2) その対策

① 都市部から多くの人を呼び込み、新しい人の流れをつくる施策として、隣町である今金町との連携により2町連携移住体験事業に取り組んでいる。

主な取り組みは、道外大都市圏でのまちの移住PR、檜山北部の壮大な自然や山海の幸である地元特産品などの魅力発信のほか、お試し暮らし住宅を活用した生活体験や課題となっている冬季の田舎暮らし体験の推進、自然体験活動や居住・就業・観光体験の提供、移住者との交流や懇話会などに取り組み、冬の魅力発信を提供する移住体験ツアーなどを実施している。

また、どこにいてもまちの魅力を提供できるよう、動画コンテンツやウェブメディアを活用した移住体験ツアーや移住相談会を実施。さらには、社会情勢や人々の暮らしの多様な変化や働き方改革などに対応するため、新たにサテライトオフィスの整備やワーケーションの促進などに努め、様々な視点から移住定住施策等を推進する。

移住定住に向けた暮らしのサポートとして、移住定住促進住宅奨励事業や空き家バンク制度などの生活支援事業を今後も継続して推進していく。

<移住定住>

移住定住のための環境整備や生活支援を進め、新しい人の流れをつくる。

指 標	基準値(平成19年度)	目標値(令和7年度)
移住者数(件)	0件	3件
お試し暮らし住宅利用者数(件)	8件	10件
空き家バンク登録戸数(戸)	2戸	5戸

(第2次総合計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略Ⅱより)

- ② 交通機関や情報ネットワークの整備が進み、地域間の距離も縮まって人や物流も活発化していることから、周辺近隣町、北渡島檜山4町連携協定を結んでいる八雲町、長万部町、今金町や友好交流都市協定を結んでいる愛知県豊山町との交流・連携による地域振興を推進する。
- ③ 各地区「ふるさと会」との連携強化を図り、田舎と都市住民との農林漁業等の産業体験交流を促進して地域の農水産物等の販売及びPRを促進する。

(3) 計画

事業計画(令和3年度～令和7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
	移住・定住	結婚定住奨励金事業 せたな町で結婚し町に定住する者に対して、せたな町共通商品券を交付し定住を支援するとともに、未婚者の婚姻を奨励し、活気に満ちあふれたまちづくりを進める	町	北檜山区 瀬棚区 大成区 ※1
		移住定住促進住宅奨励金事業 住宅を町内に建設または、購入する者に対し、奨励金を交付し住宅建設を促進するとともに、人口の流出等による空き家対策の一助として定住化と、地域経済の活性化を図る	町	北檜山区 瀬棚区 大成区 ※1

※1について、将来にわたり当町への移住・定住を促進する事業であり、一過性のものではなく、その効果が将来に及ぶものである。

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

移住定住対策に関する施設では、計画的な改修・整備を行い、移住希望者のニーズに応えられるよう適切な維持管理に努め、移住定住対策を計画的に推進し、公共施設等総合管理計画との整合を図りながら、本町過疎地域の持続的発展に努める。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

① 農業

農業については、地域経済に与える影響が極めて高いことから、生産基盤の整備に基づく生産性の向上とコストの削減を図った農業経営の推進とともに、高収益作物の導入を図ることにより、経営の持続的安定を促進し、特色ある地域農業を目指す。

近年の農産物の輸入自由化だけでなく、コロナ禍による需給バランスの変化に伴い、農畜産物価格の低迷、環境問題や食品の安全性に対する関心の高まりなど、農業を取り巻く環境は常に変化し続けている。

その中で、高齢化や後継者不足などによって地域農業の存続、引いては国全体の食糧供給体制の危機にもつながることから、新規就農者や後継者の育成による担い手の確保、スマート農業や作業共同化などの農作業支援体制の整備が必要である。

また、農業所得の向上や、希少性や安全性などの消費者の多様なニーズに対応するため、安全で高品質、高収益な農作物の普及が求められている。

② 林業

本町の森林面積は 50,487ha であり、総面積の約 80% を占め、そのうち 74% が国有林であるが、産業別就業者数に占める林業就業者数はごく僅かで、林業だけで生計を維持していくことが困難であるなどの理由により後継者不足等、就業者数も年々減少してきている。

森林は国土保全や水源涵養等多くの公益的機能を持っており、これらを地域特性と合わせ有効活用することはまちづくりを推進する上で重要な課題である。

今日の林業をめぐる環境は、諸経費の高騰、高齢化や所有者の不在化などにより、民有林の保育管理が危ぶまれ、森林の荒廃が懸念されている。これらの状況を踏まえて豊かな森林の育成をめざし、造林事業を推進しながら、あわせて林道や作業道等の生産基盤を推進する必要がある。

また、森林の公益的機能を発揮させるため、森林所有者の意識の醸成を図り、適正な管理から生産性の向上を推進するとともに森林組合の育成強化を進める。

さらに、平成 30 年度より、渡島檜山管内の民有林において、「はこだて森林認証推進協議会」による森林認証（S G E C）取得に向けた活動が行われ、本町においても、町有林を含めた一般民有林 8,004 ヘクタールで、森林認証（F M）を取得し、併せて町内の 1 林業事業体も C o C 認証を取得した。今後は地域材のブランド化に向けて、認証材の利活用についての取組を行っていく必要がある。

○ 森林面積

(単位：h a)

区分 \ 年	総 数	国有林	町有林	私有林
平成 27 年	50,495	37,254	2,648	10,593
平成 28 年	50,484	37,254	2,648	10,583
平成 29 年	50,481	37,254	2,648	10,580
平成 30 年	50,485	37,254	2,644	10,485
令和元年	50,487	37,255	2,654	10,578

(北海道林業統計)

③ 水産業

水産業は、農業とともに本町の基幹産業として、せたな町振興発展の中心的役割を果たしている。漁業生産では、主要魚種がサケ、イカ、ウニ、ナマコ漁で生産額全体の74%を占めている。

気候変動による回遊魚の激減と外国漁船の乱獲により資源の枯渇を招いているが、各種事業により生産基盤の整備が推進され、限られた漁場のなかで漁獲量の拡大、資源の確保に努めてきた。

しかし、回遊魚を主体とする漁船漁業依存型の経営は不安定で漁場環境も悪化していると同時に、安定的な前浜漁業でも、磯やけ現象による藻場の消失等から、漁獲量は停滞している。

町内には第4種須築漁港、第3種久遠漁港、第1種狩場（美谷、吹込、虻羅、中歌）、鵜泊、太田、上浦、宮野、平浜、白泉、長磯の各漁港などがあり、それぞれ整備計画に基づき整備が進められてきた。また、生産力を高めるため、大型魚礁設置事業等各種事業を実施してきたが、今後においても漁場の造成や漁港の整備を積極的に推進し、獲る漁業からつくり育てる漁業への転換を進め、漁業生産の拡大と経営の安定を図る必要がある。

さらに、瀬棚港マリンタウンプロジェクト及び久遠港マリンビジョンによる静穏海域整備等、水産基盤整備事業等により沿岸資源の増大を図るため魚礁の設置、サケ稚魚2次飼育、サクラマス等放流事業、ウニ、ナマコ、アワビ等増殖事業をひやま漁業協同組合、北海道栽培漁業振興公社瀬棚・熊石事業所との連携・協力のもと、高付加価値化に対応した流通・加工体制づくりを今後も進める必要がある。

○ 漁業生産高推移

(単位：t／千円)

区分	年	平成 30 年		令和元年		令和 2 年	
		数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額
総 数		1,085.2	828,141	872.7	680,464	933.0	656,397
内 訳	さけ	120.0	85,047	251.1	120,367	331.4	215,980
	ます	11.5	7,873	17.8	10,436	7.5	4,358
	たら	28.6	6,850	34.9	8,919	11.6	3,337
	ほっけ	28.7	1,660	68.8	3,833	18.5	1,169
	ひらめ	25.6	21,420	26.8	22,790	48.3	23,235
	かれい	9.7	2,490	14.5	3,851	5.0	1,092
	その他魚類	95.7	23,451	81.9	22,081	53.5	15,913
	いか	487.6	265,530	142.6	105,359	141.6	81,513
	うに	120.9	152,079	126.0	172,915	115.8	110,790
	なまこ	18.2	121,016	13.0	92,369	14.9	79,804
	たこ	67.6	51,659	72.6	40,973	73.9	38,337
	えび	6.2	21,283	9.3	29,080	8.4	30,702
	あわび	2.4	15,253	2.1	11,939	1.1	5,622
	ほたて	46.4	15,836	3.1	1,124	98.7	18,811
	その他貝類	9.8	9,331	3.0	2,953	0.6	388
	こんぶ(製品)	5.1	3,802	3.8	3,802	1.0	921
	のり(製品)	0.3	9,073	0.3	10,140	0.7	15,862
	その他(製品)	0.9	14,488	1.1	17,533	0.5	8,563

(ひやま漁協水揚統計表)

④ 鉱工業

平成 30 年の工業統計調査によると、事業所数は 6、従業員数は平成 26 年に比べ 28 人減の 79 人、製造品出荷額等は 10 億 41 百万円であり、事業所の撤退により従業員数及び製造品出荷額等が大幅に減少している。

業種は食料品製造業、繊維工業、印刷・同関連業、窯業・土石製品製造業で、北海道新幹線や高速道路の建設に伴う生コンクリート製造業、砕石製造業が半数近くを占めている。

鉱工業の振興は、地域経済並びに地域雇用に重要な役割を持っている。特に加工業については、一次産業の活性化と合わせて地元農水産物を活用した付加価値を高めた新しい加工製品の開発や生産体制を推進する必要がある。

○工業の推移

(単位：所・人・万円)

区分	事業所数	従業員数	製造品出荷額等
平成 26 年	8	1 0 7	2 1 0, 1 9 6
平成 27 年	8	1 0 1	1 6 4, 4 2 8
平成 28 年	7	1 0 2	2 9 8, 4 6 0
平成 29 年	7	1 0 4	3 0 0, 4 5 2
平成 30 年	6	7 9	1 0 4, 1 6 8

(工業統計調査：4人以上の事業所)

⑤ 商業

平成 28 年の経済センサスによると町の商店数は 113 店、従業員数 422 人で、年間商品販売額は 98 億 3 千万円（いずれも飲食店含まない）となり、平成 19 年の同調査と比較し、商店数で 60 件の減、年間商品販売額は約 32 億 6 千万円の減と大きく減少している。

本町の商業は、人口減少による消費者の減少や少子高齢化による後継者不足が大きな課題であり、大型店進出などの影響や自家用自動車の普及、消費者ニーズの多様化、通信販売の普及により、商品販売だけでなく情報、付加価値を有した商業へのニーズが高まっており、町の商業経営環境は厳しい状況にある。

これらに対処するためには、消費者志向への的確な対応と経営の効率化を図るとともに、新規起業家や事業承継者への創業者支援と厳しい経営環境に対応できる基盤づくり、商店街の活性化などへの自立支援を促進する必要がある。

○商業の概数と推移

(単位：店、人、万円)

区分	卸 売 業			小 売 業			合 計		
	商店数	従業員数	販売額	商店数	従業員数	販売額	商店数	従業員数	販売額
平成 19 年	14	59	519,964	159	540	789,686	173	599	1,309,650
平成 24 年	11	38	168,489	122	418	694,678	133	456	863,167
平成 26 年	18	79	432,484	103	394	639,298	121	473	1,071,782
平成 28 年	13	46	311,963	100	376	671,235	113	422	983,198

(H19・26 は商業統計、H24・28 は経済センサス 飲食店は除く) ※H30 から商業統計は廃止。

⑥ 観光レクリエーション

本町の観光は、檜山道立自然公園と狩場茂津多道立自然公園を持つ町であり、日本海広域観光ルート「追分ソーランライン」の拠点として道南の最高峰である狩場岳連峰、清流日本一の後志利別川など美しい自然景観に恵まれている。

観光客は年々減少していたが、平成 28 年 3 月の北海道新幹線開業により増加傾向にあり、令和元年度では 5 年前に比べ 9 千 6 百人の増加となっている。

主な観光施設は、温泉宿泊施設、各地区の海水浴場、道の駅、立象山展望台、青少年旅行村、真駒内ダム公園キャンプ場、北檜山グリーンパーク、標高日本一の茂津多岬灯台などがある。

催物では、「玉川公園水仙まつり」、「がっぱり海の幸フェスタ in わっためがして大成」、道南の一大イベントとして定着している「せたな漁火まつり」のほか、農林漁業の生産者による「産業フェスタ」や「ふれあい市場」などは、産業と観光を結び付けるイベントとして定着している。

これらのことから、本町の持つ様々な優れた自然環境や観光資源を生かした観光推進に努めるとともに、地区のイベント等の支援を図りながら、広域的な観光ルートづくり等の施策を展開した観光振興を図る。

また、令和 13 年 3 月に札幌市まで延伸される北海道新幹線を視野に入れ、地域資源の磨き上げやインフラ整備とあわせて、マーケティングが必要不可欠な要素であるため、戦略的なデータ分析・プロモーションと地域内の人材育成に取り組む必要がある。

○ 観光客入込み状況

(単位：千人)

	総 数	時 期		方 面		形 態	
		上期 4 月～9 月	下期 10 月～3 月	道 内	道 外	宿 泊	日 帰 り
平成 26 年	222.3	170.0	52.3	205.9	16.4	20.5	201.8
平成 27 年	223.5	171.9	51.6	205.6	17.9	19.7	203.8
平成 28 年	229.4	172.9	56.5	211.7	17.7	19.6	209.8
平成 29 年	231.3	168.5	62.8	212.5	18.8	19.6	211.7
平成 30 年	225.0	165.3	59.7	206.2	18.8	14.8	210.2
令和元年	231.9	156.9	75.0	211.8	20.1	16.5	215.4

(北海道観光入込客数調査)

⑦ 企業誘致及び起業支援

企業誘致では、これまで水産加工場や介護保険サービス事業所等が誘致及び起業しているが、近年は非常に厳しい状況が続いている。

今後においても、企業立地促進条例や創業者支援事業計画等に基づく企業優遇措置を活用し、国などの支援事業の活用を行いながら、地域の特性を生かした企業の情報収集に努め、雇用対策及び起業支援と連携し新たな地域企業づくりを推進していく必要がある。

(2) その対策

- ① 農業生産基盤の整備充実を図り、機械化・省力化による低コストの農業の実現を目指し、安全で生産性の高い安定した農業経営を積極的に推進するとともに、多様な担い手の育成・確保を図る。

目 標	令和3～7年度	備 考
新規就農者	2件	
農地面積	5,900ha	現状維持
飼養牛の頭数	2,000頭	現状維持

- ② 町有財産造成のため町有林の保育事業を重点として、森林や林業生産基盤の整備を図るとともに、緑豊かな景観の保全・形成を図る。
- ③ 漁業基盤の整備充実を図り、安全で新鮮な水産物を安定的に供給できる漁業経営を積極的に推進するとともに、秋サケなどの広域回遊魚種については、管内各町と連携した資源増大を図るほか、アワビ・ウニなどの前浜資源の確保や養殖漁業の推進、付加価値を高めた商品の開発などの漁業振興を図る。

○目標

業 種	新規就業者数（令和3～7年度）
水産業	2名

- ④ 商工会・商工協同組合の育成と指導対策を強化するとともに、経営の安定化を促進するため、各種中小企業融資制度の効果的な利用と利子補給を継続する。

また、商店街の活性化と消費者ニーズに対応した経営の確保、消費者サービスの向上を推進するほか、新規起業者や事業承継者に対する支援、他分野への参入や特産品等の開発を行う事業者等に対する支援、さらには、新規学卒者を正規雇用する事業者を対象とした雇用奨励支援などの取組みを推進する。

指 標（平成29年～令和9年度までの累計）	基準値（平成29年度）	目標値（令和9年度）
新規創業者数（件）	0	5
担い手育成者数（人）	0	10
企業誘致数（件）	0	3
新規起業者数（件）	1	5

（第2次総合計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略Ⅱより）

- ⑤ 観光関連施設の整備充実を図り、自然豊かな空間を最大限活用した観光レクリエーション・体験型観光の推進とともに、広域連携による観光ルートの整備促進とプロモーションを図る。

また、豊富な食材を活かした魅力ある特産品の開発や磨き上げにより、販路の拡大

と地域の魅力発信を図り、交流人口の拡大と地域経済の活性化により観光産業を推進する。

指 標 (平成29年～令和9年度までの累計)	基準値 (平成29年度)	目標値 (令和9年度)
年間観光客入込客数 (道外：千人)	18.8	21.0
年間観光客入込客数 (道内：千人)	212.5	220.0
年間日帰り客数 (千人)	211.7	220.0
年間宿泊者数 (千人)	19.6	21.0
年間宿泊者延数 (千人)	21.8	23.0

(第2次総合計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略Ⅱより)

- ⑥ 上記①から⑤の各種施策については、南北海道定住自立圏や近隣市町村と連携を図りながら取り組んでいく。

(3) 計画

事業計画 (令和3年度～令和7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
3 産業の振興	(1) 基盤整備			
	農 業	真駒内地区基幹水利施設管理事業 真駒内ダム管理一式	町	北檜山区 ※2
		水利施設管理強化事業 水利施設管理一式	町	北檜山区 ※2
		中山間地域等直接支払交付金	町	北檜山区 瀬棚区 ※2
		土壌診断推進事業補助金	町	北檜山区 瀬棚区 ※2
		優良家畜導入支援事業	町	北檜山区 瀬棚区 ※2
		草地畜産基盤整備事業	農業公社	北檜山区 瀬棚区 ※2
		西兜野排水機場改修事業	北海道	北檜山区 ※2
		営農用水道改修事業	北海道	瀬棚区 ※2
		農業水路等長寿命化・防災減災事業	狩場利 別土地 改良区	北檜山区 ※2

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
		若松地区農地整備事業	北海道	北檜山区 ※2	
		トンケ地区農地整備事業	北海道	北檜山区 ※2	
	林業				
		豊かな森づくり推進事業 (人工造林) (旧 未来につなぐ森づくり事業)	北部 桧山 森林 組合	北檜山区 ※2	
		町有林整備事業 下刈、枝打、除間伐、造林、作業路	町	北檜山区 瀬棚区 大成区 ※2	
	(2) 漁港施設				
		漁港整備事業 狩場漁港	北海道	瀬棚区 ※2	
		漁港整備事業 鶴泊漁港	北海道	北檜山区 ※2	
	(3) 経営近代化 施設				
	水産業				
		水産種苗センター整備事業 海水取水設備取水管耐久検査	町	大成区 ※2	
		水産種苗センター整備事業 取水管交換整備	町	大成区 ※2	
		水産種苗センター整備事業 共同作業場改修整備	町	大成区 ※2	
		水産種苗センター整備事業 飼育棟改修整備	町	大成区 ※2	
		水産種苗センター整備事業 海水ろ過装置ろ材交換工事 原海水用屋外100 t 型	町	大成区 ※2	
水産種苗センター整備事業 海水ろ過装置ろ材交換工事 原海水用屋内60 t 型		町	大成区 ※2		
水産種苗センター整備事業 管理棟キュービクル改修工事		町	大成区 ※2		
水産種苗センター整備事業 管理棟引き込み高圧ケーブル 交換工事	町	大成区 ※2			

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
		水産種苗センター整備事業 水井戸浚渫、ポンプ交換整備	町	大成区 ※2
	(6) 起業の促進			
		中小企業特別融資事業 中小企業経営安定資金利子等補給	町	北檜山区 瀬棚区 大成区 ※2
	(7) 商 業			
	その他	商工業経営改善普及事業 商工会補助金	商工会	北檜山区 瀬棚区 大成区 ※2
		新型コロナウイルス感染症対策 制度資金融資利子補給	商工会	北檜山区 瀬棚区 大成区 ※2
	(9) 観光又はレクリエーション			
		観光振興事業 観光協会補助金	観光協会	北檜山区 瀬棚区 大成区 ※2
		イベント事業補助金 (水仙まつり、わっためがして大成、漁火まつり 等)	観光協会	北檜山区 瀬棚区 大成区 ※2
		道の駅てっくいランド大成改修事業 長寿命化、トイレ改修 等	町	大成区 ※2
		北檜山グリーンパーク改修・機器更新事業	町	北檜山区 ※2
		温泉ホテルきたひやま改修事業 長寿命化、非常用電源整備 等	町	北檜山区 ※2
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業			
	商工業・ 6次産業化	住宅リフォーム等助成事業 住宅リフォーム等に要する経費の一部を助成し、町民が安心して快適に暮らす居住環境の整備や、産業振興における雇用を促進するとともに、地域経済の活性化を図る	町	北檜山区 瀬棚区 大成区 ※2
		産業等活性化補助金事業 新規起業者や事業承継者、新規事業拡大者に対する機械・設備等の導入や店舗及び工場の新築・改装・改築費等の補助と新規学卒者の雇用に対し助成し、雇用の場の創出及び活性化を図る	町	北檜山区 瀬棚区 大成区 ※2
		商工会補助金事業 商工会の適正な運営による商工業の振興を図るとともに、経営改善普及事業等による会員の経営安定、負担軽減を図る	町	北檜山区 瀬棚区 大成区 ※2
	その他	イベント事業補助金事業 ・せたな漁火まつり・水仙まつり ・わっためがして大成・太田観光イベント 地域で開催する大規模イベント事業に対し補助金を交付し、地域の観光を活性化させ、魅力あるまちづくりを促進し関係人口の増加を図る	町	北檜山区 瀬棚区 大成区 ※2
	その他	観光協会補助金事業 観光協会の体制を強化し、町内の観光産業の地盤づくりを進め、観光産業の振興を図る	町	北檜山区 瀬棚区 大成区 ※2

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
	(11)その他			
		ウニ移植事業補助金	ひやま 漁業協 同組合	北檜山区 瀬棚区 大成区 ※2
		ウニ種苗購入事業補助金	ひやま 漁業協 同組合	北檜山区 瀬棚区 大成区 ※2
		秋サケ資源増大対策事業 (運営費)	ひやま 漁業協 同組合	管内5町連 携 ※2
		地方港湾瀬棚港整備事業 (マリンタウンプロジェクト事業)	北海 道開 発局	瀬棚区 ※2
		瀬棚港東荷さばき地舗装改良事業	町	瀬棚区 ※2

※2について、地域の持続的発展に向けて、一次産業及び商工業の活性化、四季折々の魅力あるイベントを継続的に開催するとともに、それらイベントを体系化・組織化し効果的に情報発信することで、地域のブランド力をさらに高め、交流人口の拡大はもとより、賑わいと活気のあるまちづくりの推進につながるなど、その効果は将来に及ぶものである。

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業 種	計画期間	備 考
せたな町全域	製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記、(2)、(3)のとおり。

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

レクリエーション施設では、計画的な改修・整備を行い、適切な維持管理に努めるとともに、温泉ホテルきたひやま及び、道の駅てっくいランド大成は、長寿命化計画などにより大規模改修を計画的に推進し、公共施設等総合管理計画との整合を図りながら、本町過疎地域の持続的発展に努める。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

情報・通信分野は急速な技術革新によって、生活の隅々に情報通信機器が行き渡るようになってきた。本町では、平成 18 年度に全戸へ防災行政無線戸別受信機を設置し、また、一人暮らしの高齢者への緊急通報システムの整備等を図ってきた。

平成 17 年度の 3 町合併に伴い、行政事務の情報化など各種情報ネットワークを整備し、地域情報ネットワークシステムを導入し、各種情報利用、情報発信を可能とした。

平成 22 年度の地域情報通信基盤整備事業により、町内全域に光ファイバを敷設し、ブロードバンドゼロ地域の解消及び超高速ブロードバンドサービスを提供する体制を整備したことから、都市部と比較してタイムラグがなく情報収集が可能となり、また、インターネットを使った教育指導が可能となった。

また、町が発信する情報を HP 等で町民が得ることができるようになり、町内の情報格差が解消された。

超高速ブロードバンドサービス加入率は、緩やかではあるが上昇しており、高度情報化社会への対応に一定の成果が出ているが、スマートフォンの普及により、光インターネットの加入を必要としないケースが増加していることや、高齢者のみの世帯が多いため、それらを中心とする未加入者の世帯に対しての効果的な加入促進が必要である。

(2) その対策

超高速ブロードバンド未加入者への効果的な加入促進を実施し、加入者（令和 3 年 3 月末時点、加入率 40.4%）の増加を図る。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

① 道路橋梁

本町には、一般国道 229 号、230 号があり、町のほぼ中央部が国道同士の結節点となっている。国道 229 号は日本海側を結ぶルート追分ソーランラインで、道央（小樽市・札幌市）道南（江差町・函館市）を結ぶ生活基幹道路であり、水産業を中心とした地域産業、観光の振興にとっても重要な役割を担っている。過去のトンネル等における岩盤崩落事故などを教訓に安全対策のための防災工事、歩道未設置箇所への整備と橋梁改修が進められている。

国道 230 号は、日本海から太平洋側を結ぶルートで国道 5 号、37 号、さらに道央道国縫 I・C に直結する道央と日本海を結ぶ重要な路線であることから、平成 6 年 12 月に渡島半島横断道路（旧瀬棚町～長万部町）が地域高規格道路の計画区間として指定を受けて、平成 12 年 12 月から順次供用が開始されているが、早期に全線の整備が望まれている。

道道については、せたな町内に 9 路線あり、令和 3 年 4 月 1 日現在、延長は 100.3km で改良率 93.8%、舗装率 98.5%となっている。

なかでも、一般道道北檜山大成線では、平成 25 年度 4 月に全線が開通したことにより、物流利便性の向上や追分ソーランラインの全線開通による各観光地への飛躍的なアクセスの向上により地域経済の大きな発展と災害による孤立集落の解消や緊急車両等の効率的なルートが確保され、当町が目指している安全、安心なまちづくりの形成に大きく寄与している。しかし、越波対策及び狭隘箇所等の改良が残っていることから、早期の整備が必要である。

町道の延長は、令和 3 年 4 月 1 日現在 405.8 km、改良率 62.8%、舗装率 54.5%となっており、順次計画的に整備されている。※P7, 表 1-2(2)との整合確認

農林道では、生産関連の上で重要であり、計画的にその整備を進めなければならない。

冬期間における道路確保では、一般国道 229 号と 230 号、道道 9 路線全線が除雪道路の指定を受けており、除雪体制が確保されている。また、町道の除雪路線は、主要道路の除雪を実施、必要路線は確保されているが、積雪時における車両及び歩行者の安全と集落間の交通確保を図りながら短時間処理が望まれている。

○ 道路状況

(令和3年4月1日現在)

区分	路線名	実延長	改良済		舗装済		橋梁		
			延長	改良率	延長	舗装率	永久橋	木橋	計
国道	○一般国道229号	m 63,324	m 63,324	% 100.0	m 63,324	% 100.0	40		40
	○一般国道230号	7,314	7,314	100.0	7,314	100.0	5		5
	小計(2路線)	70,638	70,638	100.0	70,638	100.0	45		45
道道	○一般道道北檜山大成線	32,751	30,012	91.6	32,751	100.0	15		15
	○一般道道矢淵 東瀬棚停車場線	13,727	13,187	96.1	13,187	96.1	7		7
	○一般道道八雲北檜山線	14,321	14,321	100.0	14,321	100.0	6		6
	○一般道道小倉山 丹羽停車場線	11,945	9,747	81.6	10,961	91.8	3		3
	○一般道道今金北檜山線	3,537	3,537	100.0	3,537	100.0	2		2
	○一般道道丹羽今金線	2,656	2,656	100.0	2,656	100.0	2		2
	○一般道道西大里 瀬棚停車場線	9,669	9,654	99.8	9,663	99.9	4		4
	○一般道道瀬棚港線	1,022	1,019	99.7	1,022	100.0			
	○一般道道東大里 瀬棚停車場線	10,697	10,015	93.6	10,697	100.0	2		2
	小計(9路線)	100,325	94,148	93.8	98,795	98.5	41		41
	町道	○1級(54路線)	120,956	96,741	80.0	85,320	70.5	30	1
○2級(46路線)		109,076	71,309	65.4	58,105	53.3	47		47
○その他(269路線)		175,750	86,980	49.5	77,603	44.2	47		47
小計(369路線)		405,782	255,030	62.8	221,028	54.5	124	1	125
合計(380路線)		576,745	419,816	72.8	390,461	67.7	210	1	211

② 地域公共交通

本町では近年、人口に占める65歳以上の人口比率が急激に上昇しており、町内全域での高齢化の進展、運転免許証自主返納制度の普及など、公共交通機関に頼らざるを得ない町民が増加し、公共交通の維持・確保の必要性が一層増してきている。

また、従来から同様の路線上、運行形態により路線バスや患者輸送バス、スクールバ

スなどが重複運行している地域もあり、応分の財政負担が生じている状況もあることから地域の実情に見合った効率的かつ持続的な公共交通体系への見直しを今後も継続して取り組む必要がある。また、交通不便地域や交通空白地帯となっている地域の交通網の整備が必要不可欠であることから、町内全域が繋がる利便性の高い公共交通サービスの向上を目指す必要がある。

(2) その対策

- ① 一般国道 229 号・230 号は安全対策のための道路の拡幅、歩道、橋梁、防災対策工事等を要望する。
- ② 一般道道北檜山大成線の都・上浦・富磯間、北檜山区の太櫓・新成間のルートの確定等、生活環境の向上、土地有効利用を図るため、基幹となる道道、町道等の早期整備促進を要望する。
- ③ 効率的かつ持続的な公共交通体系の構築を目的に、平成 30 年 5 月にせたな町地域公共交通網形成計画を策定し、路線の再編や公共交通サービスの向上を目指している。

平成 31 年 4 月からは町内路線である瀬棚須築線や北檜山太櫓線のデマンド区域運行に着手し、ドアツードアの実現や選択して利用できる便数の設定等により利用者が増加しており、利便性の高まりが得られている。また、令和 2 年 10 月から地域間幹線系統である檜山海岸線の一部をデマンド区域運行に着手し、隣町である八雲町との連携により路線の再編や公共交通サービスの向上など、今後も広域的な公共交通体系の構築に努める。

今後、主軸となる幹線の維持確保に継続して努めるほか、デマンド区域運行への 1 本化を目指した交通体系の課題整理、北檜山大成間を運行する久遠線の効率的かつ持続的な路線の再編と公共交通サービスの向上を目指し、公共交通の利用促進や生産性向上に向けた取り組みを推進する。

さらには、観光振興や医療など、広域的なネットワークによる輸送の円滑化や生活経済基盤の強化を図る交通網の整備促進などに努める。

<地方バス路線運行維持事業>

町内で運行している路線バス運行事業者に対し、運行に係る支援をすることにより、地域住民の生活交通の維持確保を図る。

【目標値】路線数：2 路線（瀬棚線・久遠線）

<デマンドバス運行事業>

地域の実情に見合った効率的かつ持続的な公共交通体系を構築するため、デマンド区域運行による路線の再編に取り組み、利便性の高い公共交通の維持確保を図る。

【目標値】

(1) デマンドバス運行区域利用者数：年間利用実績の 5% 増

(2) デマンド区域運行 1 本化数：2 系統（瀬棚須築線・檜山海岸線）

(3) デマンド区域運行整備数：1 路線ほか（久遠線、丹羽・愛知・松岡地区等）

【目標年】令和 3 年度～令和 7 年度

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	(1)市町村道				
	道路				
		町道道路改良事業 改良舗装 5路線	町	北檜山区 瀬棚区 大成区 ※3	
		町道舗装補修事業 舗装修繕 5路線	町	北檜山区 ※3	
		町道防雪柵新設事業 固定式、仮設式 防雪柵 1路線	町	北檜山区 ※3	
		町道排水対策事業 側溝新設 4路線	町	北檜山区 ※3	
		道路照明修繕事業 17基	町	北檜山区 大成区 ※3	
		町道落石防護柵長寿命化事業 落石防護柵更新 1路線	町	北檜山区 ※3	
		町道路面排水長寿命化事業 側溝更新 5路線	町	北檜山区 ※3	
		雪寒機械購入事業 除雪ドーザー、ローラー等 3台	町	北檜山区 瀬棚区 大成区 ※3	
		道路ストック総点検事業 管内道路施設総点検	町	北檜山区 瀬棚区 大成区 ※3	
	橋りょう				
		町道橋長寿命化修繕事業 橋梁修繕 9橋	町	北檜山区 瀬棚区 大成区 ※3	
		町道道路橋点検事業 橋梁点検、計画更新 125橋	町	北檜山区 瀬棚区 大成区 ※3	
	(9)過疎地域持続的発展特別事業				
	公共交通	地方バス路線運行維持事業 せたな町地域公共交通網形成計画に基づき、町内で実施するデマンドバス運行事業に対し補助し生活交通路線の確保を促進する ・瀬棚須築線 ・北檜山太櫓線 ・檜山海岸線	町	北檜山区 瀬棚区 大成区 ※3	

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
	公共交通	地域幹線系統維持バス導入事業 瀬棚線代替バス（第2種生活路線）の路線維持のためバス車両の更新を計画的に実施し、地域住民の安心・安全な移動手段を将来にわたり確保し路線の維持を図る	町	北檜山区 瀬棚区 ※3

※3について、地域の持続的発展に向けて、道路や橋梁等の整備することにより、将来にわたり安心安全な地域の交通網を形成するだけでなく、交流人口の拡大はもとより、賑わいと活気のあるまちづくりの推進につながるなど、その効果は将来に及ぶものである。

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

道路や橋りょう、農道といったインフラ整備では、施設管理の容易さと資材の規格化を進め、将来コストの縮減に努めるとともに、北海道条例等の弾力的な運用に努め、経済性を考慮した適切な整備を実施する。

また、交通系施設では、デマンドバス運行事業の普及により、各地域の路線沿線に設置されているバス待合所の維持管理や撤去など、今後の活用方法等を検討するなど、交通に関する施設の維持管理を計画的に推進し、公共施設等総合管理計画との整合を図りながら、本町過疎地域の持続的発展に努める。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

① 上水道

水道は、住民の生活に直結し、その健康を守るために欠くことのできない極めて重要な役割を果たしている。地域住民の生活用水の確保、生活環境の改善などに対応すべく、水道の三原則である清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、公衆衛生の向上と生活環境の改善を推進する必要がある。

簡易水道施設では、現在、瀬棚区で4地区、北檜山区で4地区、大成区で2地区あり、また、その他営農用水水道等施設では、瀬棚区で2地区、北檜山区で2地区、大成区で1地区あり安定した給水の確保に努めている。

瀬棚区・北檜山区の水道施設は創設後30年以上経過し、特に、瀬棚区市街地を給水区域とする瀬棚簡易水道は水源及び浄水処理方法の改修、瀬棚営農用水道施設の老朽化に伴う改修の必要性に迫られている状況にある。

また、合併後広範囲となった水道施設の維持管理を経済的、合理的かつ円滑で安定した水道施設の運営を図るため、遠方監視装置を導入し施設の一元管理と経営の効率化、健全化を進める観点から経理内容の明確化・透明性の向上のため、上水道事業（企業会計）に移行を進める。

② 下水道

下水道は、衛生的な生活及び河川、海等の公共水域を汚さない自然環境の保護などに大きな役割を担う重要な施設である。

公共下水道の事業着手では、北檜山区が平成4年度、瀬棚区が平成7年度、大成区が平成10年度から実施しており、平成9年度、11年度、14年度と順次供用を開始していることから、各区の水洗化率は順調に推移している。

今後は、未普及地区の整備及び北檜山地区の雨水整備も含め地域住民の理解、協力のもと事業を推進していくと共に、ストックマネジメント計画に基づく下水処理施設等の改築更新の実施及び、公営企業会計への移行に向けた準備を進める必要がある。

共同化、広域化などの取組では、平成22、23年度の2箇年で、し尿及び浄化槽汚泥の処理コストの削減を目的に、北檜山下水処理場に併設して、し尿等の受入をする前処理施設の建設をMICS事業にて実施し、平成27年度には、せたなクリーンセンターと北檜山下水処理場の統合を行い維持管理費の削減に努めるとともに、北檜山下水処理場の長寿命化計画に基づき更新事業を進めることにより適正な汚水処理及び施設管理に努めた。

なお、公共下水道処理区域外の地域では、太田地区、太櫓地区を漁業集落排水で供用を開始しているが、他の地区についても、生活環境の改善や公共水域の水質を守る観点から、地域に適した処理方法を勘案しながら整備を進め、町全体の水洗化率の向上や快適な生活環境の確保及び、水質保全に努める必要がある。

③ ゴミ処理・し尿

本町におけるゴミ処理は、「北部桧山衛生センター組合」で広域的に処理されている。昭和61年10月からは、し尿処理同様に家庭ゴミも有料化している。

近年は、循環型社会を目指したゴミの減量化やリサイクルへの取り組みが求められている。容器包装リサイクル法の施行に伴い、平成12年3月にリサイクルセンターを建設、同年4月から容器包装廃棄物の分別収集を実施し、平成25年4月からの小型家電リサイクル法の施行に伴い、翌年から使用済み小型家電の回収を行い、ゴミの減量化とリサイクル意識の徹底に努めている。

また、平成22年度から供用が開始されている埋め立て施設では、最終処分地埋め立て施設として限界となることから、令和3年度から令和6年度にかけて新たな最終処分地埋め立て施設の整備を行い、今後もゴミの分別収集と減量化を図らなければならない。

し尿処理については、ゴミ処理と同様、広域的に処理されていたが、行政コストの軽減を図るため、平成24年度からMICS事業により事業を進めている。また、下水道、農業集落排水事業整備区域以外の地域には、浄化槽の整備を推進し、今後も環境美化と公衆衛生の充実を図られるようより一層の推進をしていく必要がある。

④ 消防施設

檜山管内10町をもって組織する檜山広域消防組合が、平成2年7月1日で複合事務組合として設立され、平成17年9月1日北檜山町、瀬棚町、大成町の3町が合併し「せたな町」となり、3町合併による組織変更に伴い、北檜山消防署はせたな消防署へ、瀬棚消防署はせたな消防署瀬棚支署へ、大成消防署はせたな消防署大成支署へ改称され、1署2支署体制となり、平成28年4月1日消防組織再編に伴い、せたな消防署と瀬棚支署を統合し、せたな消防署及び瀬棚分遣所と改称し、1署1支署1分遣所体制となり、引続き広域行政事務体制がとられている。

町民の生命と財産を守る消防体制は、団員の協力に支えられながら、逐次充実が図られているが、今後一層消防施設の整備を推進するとともに、現有施設と資機材などを効果的な運用を図りながら、消防防災施設、設備の短・長期の計画を策定するとともに、地域に密着した消防行政を推進し消防力の充実強化を図る必要がある。

また、救急体制の強化については、救急業務の多様化高度化に対応するため、救急救命士の育成、高規格救急自動車等の配備、緊急医療機関や関係団体等との連携を深め、的確・敏速な救急救助体制の強化を図る必要がある。

なお、消防署施設、各区分団の車両格納庫等施設については老朽化を考慮しながら統合を視野に入れた改修計画策定を求められている。

⑤ 公営住宅

町営住宅は、現在、瀬棚区で48棟189戸、北檜山区49棟255戸、大成区29棟154戸あり、特定公共賃貸住宅では、北檜山区で1棟4戸、大成区で7棟26戸あり住宅不足の解消に努めてきている。

住まいに関する現況では、持ち家、民間借家は増加傾向、町営住宅は、ほぼ横ばい状況であるが、生活水準の向上、住宅の老朽化及び高齢化等に配慮し、各区の需要に応じた住宅環境の整備改善が必要であるため、町営住宅等のストックの効率的かつ円滑な更新及び長寿命化を計画的に図る必要がある。

⑥ 町有施設

合併により、当町には類似した町有施設が多く存在するようになった。今後は、交付税の一本算定移行に伴い財政状況がより一層厳しさを増すことから、町有施設の整理統合を行い維持管理費等の経費節減を図るため、老朽化による建物の損傷が激しく、今後の活用が見込まれない施設等で、防犯・防災上にも問題があり、かつ景観保全に影響がある施設については解体し安全で安心した生活環境を守るための整備が必要である。

⑦ 防犯・交通安全

防犯対策については、多様化・複雑化する犯罪を未然に防ぎ、住民が安全で安心して暮らせる町づくりを目指し、犯罪に巻き込まれることのないよう、犯罪の発生防止に取り組んでいくことが重要である。防犯に関する情報の周知、共有化により住民の防犯意識の高揚を図るとともに、町内会や関係機関等と連携しながら、地域ぐるみの防犯活動や、防犯体制の強化を図る必要がある。

交通安全対策については、特に高齢者や子どもに関係した交通事故を防止するため、町内会や関係機関等と連携した交通安全運動、交通安全施設の整備、交通安全教育等の啓発・指導を行っていく必要がある。

(2) その対策

- ① 水道事業については、無水地域の解消と老朽化した施設の整備を実施する。
- ② 下水道事業の円滑な推進を図るとともに、利用普及に努め水洗化率 85%を目指す。
また、老朽化施設の計画的な改築更新を実施する。
- ③ 「容器包装リサイクル法」や「小型家電リサイクル法」の啓蒙、資源ゴミ分別収集の普及、環境衛生教育の啓発を積極的に推進する。
- ④ ごみ処理施設・ゴミ焼却処理施設（ダイオキシン類対策）の整備拡充を行う。
- ⑤ 消防体制の整備を図るとともに、救急体制の充実強化を促進する。
- ⑥ 消火栓及び消防関係自動車の計画的な配置整備を図る。
- ⑦ 消防署等の車両については、災害が多様化する中、それに対応する車両を整備する。
また、今後のせたな町各区の人口状況等をみながら、車両のコンパクト化も考慮し更新計画を立てる。
- ⑧ 消防団員の入団促進を実施しているが、確保に苦慮している状況である。このため将来の消防団員減少を考慮し、運用可能な車両の整備をする。
- ⑨ 消火栓（全区分）は、50 年経過した消火栓を年次計画で年 4 基ずつ新規更新する。
- ⑩ 町営住宅等長寿命化計画に基づき、子どもから高齢者等が安全・安心に暮らせる住

宅ストック・居住環境の形成を図る。

- ① 老朽化した施設等を解体し、安全・安心な生活環境の整備に努める。
- ② 町内全地区の防犯灯は、平成 28 年度に LED 化整備を実施し、令和 3 年 3 月 31 日現在 1,738 灯を整備しており、今後も推進するなど地域住民と連携し、犯罪の起こらない環境づくりに努める。

(3) 計画

事業計画（令和 3 年度～令和 7 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
5 生活環境の整備	(1) 水道施設			
	簡易水道	簡易水道事業 公営企業会計移行事務	町	北檜山区 瀬棚区 大成区 ※ 4
		水道施設整備事業 瀬棚区水道整備事業（営農用水道）	町	瀬棚区 ※ 4
		若松簡易水道施設移設事業 太櫓川河川改修に伴う移設	町	北檜山区 ※ 4
		松岡浄水場井戸新設事業	町	北檜山区 ※ 4
		瀬棚簡易水道配水道配水管新設事業	町	瀬棚区 ※ 4
		(2) 下水処理施設		
	公共下水道	公共下水道事業 雨水管渠L=40m、公共汚水榭新設 処理場改築更新事業	町	北檜山区 瀬棚区 大成区 ※ 4
		公営企業会計移行事務	町	北檜山区 瀬棚区 大成区 ※ 4
		その他		
	漁業集落排水事業 処理施設改築更新	町	北檜山区 大成区 ※ 4	
	(3) 廃棄物処理施設			
	ごみ処理施設	北部桧山衛生センター最終処分場 建設事業	北部桧山 衛生セン ター組合	北檜山区 ※ 4
	(5) 消防施設			
		小型動力ポンプ付積載車整備事業 1台	檜山広域 行政組合	大成区 ※ 5
		消防ポンプ自動車整備事業 (CD-I・II型) 2台	檜山広域 行政組合	北檜山区 瀬棚区 ※ 5

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	(5) 消防施設			
		水槽付ポンプ車整備事業 1台 (緊急消防援助隊設備整備費補助事業)	檜山広域 行政組合	北檜山区 ※5
		高規格救急自動車・高度救急資機材購入整備事業 1台	檜山広域 行政組合	大成区 ※5
		消火栓取替工事 年4基×5年=20基	檜山広域 行政組合	北檜山区 瀬棚区 大成区 ※5
	(6) 公営住宅			
		町営住宅等長寿命化改善事業 屋上防水改修等	町	北檜山区 瀬棚区 ※5
		町営住宅等改善事業 屋根葺替、換気扇取替等	町	北檜山区 瀬棚区 大成区 ※5
		町営住宅建替事業 1棟4戸	町	北檜山区 ※5
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業			
	防災・防犯	町有施設等解体事業 (老朽化施設防犯・防災環境対策事業) 町有施設の老朽化等による周辺環境の悪化防止及び 安全安心な地域保全を図る	町	北檜山区 瀬棚区 大成区 ※5

※4について、地域の持続的発展に向けて、道路や橋梁等の整備することにより、将来にわたり安心安全な地域の交通網を形成するだけでなく、交流人口の拡大はもとより、賑わいと活気のあるまちづくりの推進につながるなど、その効果は将来に及ぶものである。

※5について、地域の持続的発展に向けて、防災・防犯等の整備することにより、将来にわたり安心して住み続けることができる生活環境を形成し、人口の流出を防ぎ賑わいと活気のあるまちづくりの推進につながるなど、その効果は将来に及ぶものである。

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

水道施設、下水道施設、消防施設、公営住宅等は、社会生活、経済活動、防災の面でも重要なインフラであり、老朽化への対応にあたっては、将来の人口推計に基づいた規模などを十分に検討した上で更新し、施設の維持管理を計画的に推進し、公共施設等総合管理計画との整合を図りながら、本町過疎地域の持続的発展に努める。

町営住宅では、せたな町町営住宅等長寿命化計画（計画期間 令和3年度～令和12年度）に基づき、適正管理を進めるとともに、公共施設等総合管理計画との整合を図りながら、本町過疎地域の持続的発展に努める。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

① 高齢者福祉

本町の65歳以上の高齢者人口は令和2年度末で3,526人、高齢化率は47.1%となっており、75歳以上の後期高齢者は2,009人で高齢者人口の57.0%を占め、高齢化率及び後期高齢者の占める割合は今後も進展していくことが予測される。

世帯状況についても、町の総世帯4,047世帯に対し、65歳以上の単身世帯が1,174世帯、夫婦世帯が869世帯で、高齢者世帯の割合は50%を超え、今後も少子高齢化、核家族化により高齢者単身世帯・高齢者夫婦世帯がさらに増えることが見込まれる。

また、要支援、要介護認定者は778人で、高齢者人口の22%を占め、その内、半数以上の方に認知機能の低下が見られ、今後も増加していくことが予想される。

こうした中、今後はニーズに応じた地域サロンの開催、見守り・安否確認、外出支援、家事支援などの生活支援サービスの充実を図り、さらには高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らし続けられるよう、地域包括ケアシステムの構築に向けて、より一層、民生委員・児童委員や社会福祉協議会、町内会そして医療機関や介護サービス事業所等と連携をし、介護予防・認知症高齢者対策を推進していく必要がある。

また、高齢者の積極的な社会参加を図るため、高齢者の豊富な知識と経験を活かし、地域での一定の役割を果たす環境づくりを推進するとともに、生きがいと健康づくりのための場と機会の拡充に努める必要がある。

○ 高齢者数及び高齢者世帯数

区 分	平成23年度末	平成24年度末	平成25年度末	平成26年度末	平成27年度末	
総人口 a	9,417人	9,165人	8,958人	8,749人	8,568人	
65歳以上 b	3,557人	3,583人	3,577人	3,587人	3,572人	
うち75歳以上	2,013人	2,027人	2,020人	2,043人	2,048人	
高齢化率 (b/a)	37.8%	39.1%	39.9%	41.0%	41.7%	
総世帯数 c	4,513世帯	4,465世帯	4,430世帯	4,403世帯	4,363世帯	
高 齢 者 の い る 世 帯	単身世帯	1,051世帯	1,084世帯	1,099世帯	1,133世帯	1,154世帯
	高齢者夫婦世帯	699世帯	720世帯	727世帯	726世帯	847世帯
	その他の世帯	801世帯	769世帯	732世帯	698世帯	545世帯
	計 d	2,551世帯	2,573世帯	2,558世帯	2,557世帯	2,546世帯
	率 d/c	56.5%	57.6%	57.7%	58.1%	58.3%

(住民基本台帳)

○ 高齢者数及び高齢者世帯数

区 分	平成 28 年度末	平成 29 年度末	平成 30 年度末	令和元年度末	令和 2 年度末	
総人口 a	8,357 人	8,067 人	7,852 人	7,656 人	7,493 人	
65 歳以上 b	3,604 人	3,600 人	3,585 人	3,547 人	3,526 人	
うち 75 歳以上	2,035 人	2,050 人	2,060 人	2,033 人	2,009 人	
高齢化率 (b/a)	43.1%	44.6%	45.7%	46.3%	47.1%	
総世帯数 c	4,328 世帯	4,251 世帯	4,183 世帯	4,104 世帯	4,047 世帯	
高 齢 者 の い る 世 帯	単身世帯	1,174 世帯	1,181 世帯	1,157 世帯	1,174 世帯	1,174 世帯
	高齢者夫婦世帯	865 世帯	877 世帯	881 世帯	865 世帯	869 世帯
	その他の世帯	526 世帯	506 世帯	476 世帯	466 世帯	446 世帯
	計 d	2,565 世帯	2,564 世帯	2,533 世帯	2,505 世帯	2,489 世帯
	率 d/c	59.3%	60.3%	60.6%	61.0%	61.5%

② 児童・母子等の福祉

近年、都市化、核家族化の進行など、子どもや子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化している。特に女性の社会進出が進んでいる中で、子育てと仕事の両立が難しいことや、晩婚化の進行、未婚率の上昇などから出生率が低下してきている。

本町においてもこのような現象は顕著であり、その対策として「せたな町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、保育施設や児童福祉施設などの整備に努めている。本町には常設保育所 2 箇所（瀬棚区・大成区）のほか、学童保育所などが設置されているが、常設保育所においては、0 歳児保育や一時保育、延長保育を行っている実情にある。

また、幼児期の教育・保育は、子どもたちの「生きる力」の基礎や生涯にわたる人格形成の基盤を培う極めて重要な時期でもあることから、平成 30 年度に認定こども園を開設し、子どもの発達に応じた質の高い教育・保育の提供に努めている。

しかし、最近では子育てに悩む母親が増え、家庭での児童虐待や育児放棄が重大な社会問題となっている。このようなことから、次代を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成されるために 3 区に地域子育て支援センターを設置し、環境の整備と子育てについて、一貫してサポートできる総合的な施策の取り組みが重要である。

③ 障がい者福祉

障がい者やその家族が、住みなれた地域で安心して生活を送るためには、さまざまな問題解決に向けて、身近な地域で相談ができ、適切な支援へつなげていくことが重要であり、障がい者の地域生活の維持・継続のための支援や就労定着に向けた支援の充実、精神障がい者に対応した地域包括ケアシステムの構築、障がい児サービスの提供体制の計画的な構築が必要である。また、介護家族の高齢化に伴い、グループホーム等の施設整備のニーズが高まっている。

④ 健康づくり

本町では、健康センターを健康づくりの拠点施設として、乳幼児から高齢者に至るまで、健康で明るく健やかに過ごせるよう、健康診査や検診、健康教育・健康相談、予防接種等のさまざまな保健（予防）活動を実施し、健康づくりを推進している。

住民の健康づくりを推進するため、各年代への保健（予防）活動を充実させ、医療機関をはじめとするさまざまな関係機関と連携を図りながら、生涯にわたって総合的な健康づくりができるような取組が必要である。

○ 特定健診・各種がん検診受診率

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
特定健診受診率 (法定報告値)	31.2%	36.9%	34.9%	35.1%	40.2%
がん検診受診率 (5種がん検診平均)	23.5%	22.7%	22.7%	23.1%	23.3%

※5種がん検診（胃がん・肺がん・大腸がん・乳がん・子宮がん）

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
特定健診受診率 (法定報告値)	38.8%	38.0%	38.1%	37.5%	33.0% (推定値)
がん検診受診率 (5種がん検診平均)	22.7%	19.9%	16.5%	16.8%	13.5%

※5種がん検診（胃がん・肺がん・大腸がん・乳がん・子宮がん）

(2) その対策

- ① 介護保険事業計画や高齢者保健福祉計画に基づき、介護予防に関する対策を積極的に推進するとともに、在宅生活を支えるサービス提供体制の整備を進める。
- ② 介護従事者の不足の解消及び定着を図るため、新たに町内介護保険施設等に就職する介護従事者または、新規学卒者に対し、定住・家賃・引越に係る費用に対する助成を行う。
- ③ 一人暮らしや高齢者夫婦世帯を対象に、緊急時の連絡手段として緊急通報システムを設置しているが、離れて暮らす家族も安心できる新たな見守りサービス事業の整備を進める。
- ④ 認知症になる方が増加していく中で、高齢者が地域で安心して生活が送れるように、地域の関係団体等による見守り体制づくりを推進する。
- ⑤ 障がい者の自立に向けた支援体制を図るため、現在、町内には町と介護事業者がそれぞれ整備したグループホームが2施設あるが、町内をはじめ町外出身者の就労継続支援B型事業所等の利用者も増えており、事業者においてグループホームの整備を計画している。

町としても支援をし、事業者と連携しながら地域支援生活拠点施設に関する整備を推進する。

- ⑥ 住民の健康づくりを推進するため、医療機関をはじめとするさまざまな関係機関と連携を図りながら、生涯にわたって総合的な健康づくりができるよう取組を進める。

○ 特定健診・各種がん検診受診率の目標値

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
特定健診受診率 (法定報告値)	54.0%	57.0%	60.0%	60.0%	60.0%
がん検診受診率 (5種がん検診平均)	15.0%	15.5%	16.0%	16.5%	17.0%

※5種がん検診（胃がん・肺がん・大腸がん・乳がん・子宮がん）

区 分	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
特定健診受診率 (法定報告値)	60.0%	60.0%	60.0%	60.0%	60.0%
がん検診受診率 (5種がん検診平均)	17.5%	18.0%	18.5%	19.0%	19.5%

※5種がん検診（胃がん・肺がん・大腸がん・乳がん・子宮がん）

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
6 子育て環境 の確保、高齢 者等の保健及 び福祉の向上 及び増進	(1)児童福祉施設			
	保育所	常設保育所運営事業 2施設	町	瀬棚区 大成区 ※6
		学童保育所運営事業 3施設	町	北檜山区 瀬棚区 大成区 ※6
		北檜山学童保育所整備事業	町	北檜山区 ※6
	(2)認定こども園			
		認定こども園運営事業	町	北檜山区 ※6
(5)障害者福祉施設				
	障害者支援施設	障害福祉サービス事業所施設整備補助事業（障がい者グループホーム1棟整備）	町	瀬棚区 ※6

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業			
	健康づくり	子ども医療費助成事業 未就学から高校生までの子供に対し、医療費を助成することで子育て環境を整備することにより少子化の改善が期待できる。	町	北檜山区 瀬棚区 大成区 ※6
		介護保険居宅サービス（通所介護）事業 町内で通所介護事業を運営する社会福祉法人に対し、事業費の補助を行うことにより、高齢者の社会福祉の増進を図る。	町	北檜山区 瀬棚区 大成区 ※6
		重度心身障害者医療費助成事業 疾病の早期診断と早期治療を促進するため、医療費を助成することにより、重度心身障がい者(児)の健康保持と福祉の増進を図る。	町	北檜山区 瀬棚区 大成区 ※6
	(9) その他			
		緊急通報機器設置事業	町	北檜山区 瀬棚区 大成区 ※6
		特定健康診査事業	町	北檜山区 瀬棚区 大成区 ※6
		総合福祉センターやすらぎ館 高圧受変電設備更新改修工事	町	瀬棚区 ※6
		高齢者見守り支援機器設置補助事業	町	北檜山区 瀬棚区 大成区 ※6
		子育て支援センター運営事業 3施設	町	北檜山区 瀬棚区 大成区 ※6
		出生祝金支給事業	町	北檜山区 瀬棚区 大成区 ※6
		大成町民センター耐震化改修工事	町	大成区 ※6
		大成町民センター長寿命化改修工事	町	大成区 ※6

※6について、地域の持続的発展に向けて、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進を図ることにより、安心して子育てができるだけでなく、将来にわたり安心して住み続けることができる生活環境を形成し、人口の流出を防ぎ賑わいと活気のあるまちづくりの推進につながるなど、その効果は将来に及ぶものである。

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

町内における高齢化の状況を踏まえ、保健、福祉施設の充実を図りながら、地域性等を考慮し、施設の複合化等を検討しつつ、施設の維持管理費等の抑制を図るとともに、公共施設等総合管理計画との整合を図りながら、本町過疎地域の持続的発展に努める。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

せたな町立国保病院を中心に、瀬棚診療所、大成診療所の1病院2診療所による相互に連携した体制を構築している。

せたな町立国保病院は、町内唯一の救急告示病院として、24時間365日の救急対応や、外来患者、入院患者（病床数60床）の受入を行い、両診療所においては、各地区での初期医療を中心に地域の医療ニーズに対応している。

人口減少や少子高齢化が進む当町において、医療環境は大きく変化しており、今後も厳しい病院経営が見込まれる中、安定した医療を継続して提供していくためには、健全な病院運営が不可欠であることから、平成28年度に「新せたな町立国保病院改革プラン」を策定し、経営改善や機能の見直しに取り組んできた。その間、北海道地域医療構想に基づいた病棟再編や病床機能の転換など、地域医療ニーズに対応した関連施策を進めた結果、入院収益では改善が見られたものの、両診療所を含め、更なる取組が求められている。

高齢化が進み、複数の疾患を持つ患者やADLの向上が必要な患者の増加に加え、生活様式の変化による生活習慣病など、今後の医療需要に対応するため、医療サービスの多様化・充実化が急務となっており、予防医療及び在宅医療など、地域医療の充実に努める必要がある。

このようなことから、施設の老朽化が著しく、抜本的な更新を行う時期を迎えている、せたな町立国保病院の建替えに向け、基本構想及び基本計画の策定を進めているところであり、両診療所については、患者数の減少という課題を抱えながらも、初期医療の提供という役割を果たすため、体制の見直しを行いながら運営を維持している。

また、地域医療を維持するうえで、医師をはじめとする医療従事者の確保は慢性的な課題であることから、安定的な確保に向けて、これまで行ってきた、北海道地域医療振興財団や民間医師等紹介会社などを通じた対策や、まちの奨学資金貸付制度に加えて、今後の対策について強化を図り、医療提供体制の安定化を図る必要がある。

(2) その対策

① 新たな改革プランの策定

公的医療機関を取り巻く環境が大きく変化している状況を踏まえ、新たな改革プランを策定し経営改善に取り組むとともに、診療所を含めた相互の機能の見直しを進める。

② せたな町立国保病院の建替え

救急患者の受入をはじめ、高齢者医療や生活習慣病のほか、予防医療、在宅医療など、地域医療の充実に図るため、老朽化が著しく、抜本的な更新時期を迎えているせたな町立国保病院の建替えが必要となっているため、せたな町立国保病院建設基本構想策定に向け検討している。

③ 医療機器等の整備

的確かつ早期の診断や、救急医療など緊急時に対応するための診療体制及び各種診療機能の向上を図るため、機能の集約化やランニングコスト、業務の効率化を考慮しつつ、必要な医療機器について整備を進める。

④ 在宅医療・予防医療体制の強化

北海道地域医療構想に基づき、訪問診療、訪問看護など、地域でニーズが高まっている在宅型医療サービスの強化を図る。

また、糖尿病など生活習慣病に対応した予防に関する取組を推進する。

⑤ 医師等確保対策

医師の確保及び定着を図ることは、地域医療を守る上で重要なことから、これまでの取組の強化を図るとともに、医師住宅を含めた環境整備に努める。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
7 医療の確保	(1) 診療施設				
	病 院				
			国保病院改築事業基本設計業務	町	北檜山区 ※7
			国保病院改築事業実施設計業務	町	北檜山区 ※7
			国保病院改築工事	町	北檜山区 ※7
			医療機器購入一式	町	北檜山区 瀬棚区 大成区 ※7
			医師住宅解体工事（3棟）	町	北檜山区 ※7
			医師等医療従事者住宅整備事業（3棟）	町	北檜山区 ※7
			新病院建設事業	町	北檜山区 ※7
			地域医療支援事業 病院事業会計への繰り出しにより、適切な会計運営を図る	町	北檜山区 ※7
	その他				
			往診車購入事業 普通乗用車 1台	町	大成区 ※7
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業				
その他	患者輸送バス運行業務 へき地保健医療対策として交通機関のない地域からの通院手段となる患者輸送バスの運行業務を行う	町	北檜山区 瀬棚区 大成区 ※7		

※7について、地域の持続的発展に向けて、医療の確保を図ることにより、多様化する医療需要に対応するだけでなく、地域の医療ニーズに対応し安心して住み続けることができる生活環境を形成し、健康で賑わいと活気のあるまちづくりの推進につながるなど、その効果は将来に及ぶものである。

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画において、町内にある医療系施設5つのうち2つは、建築から35年以上が経過しているため、改修・修繕・建替えの検討を行うとしている。他の施設については、長期的な活用を図るため、長寿命化や予防保全的な改善の実施を基本に、町民の健康を考慮するとともに、施設の維持管理を計画的に推進し、公共施設等総合管理計画との整合を図りながら、本町過疎地域の持続的発展に努める。

施設名	建築年度	経過年数	構造	所管課	所在地域
大成歯科診療所	S48	47	木造	保健福祉課	大成区
せたな町立国保病院	S49	46	鉄筋コンクリート造	国保病院	北檜山区
瀬棚診療所	H12	21	鉄筋コンクリート造	国保病院	瀬棚区
瀬棚歯科診療所	H12	21	鉄筋コンクリート造	国保病院	瀬棚区
大成診療所	H26	6	木造	国保病院	大成区

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

① 小中学校

少子化及び出生率の低下、更には人口流出等により児童生徒数は年々減少しており、令和3年5月1日現在、町内3区の小学校数は4校で児童数247名、中学校数は各区1校で生徒数は141名といずれも減少傾向にある。

教育環境の整備については、児童生徒が充実した教育が受けられるよう各学校へICT機器等の整備を行っており、今後も継続して整備していく必要がある。また、教材教具の充実に努めるとともに、校舎、屋内体育館、グラウンド等の整備についても、安全面及び緊急度を考慮しながら計画的に施設の整備を図る必要がある。

また、教員住宅についても建築後相当年数が経過していることから、引き続き計画的に整備を行うなど福利厚生への推進に努める必要がある。

学校給食は、町内の全小中学校へ学校給食センターが提供をしている。食生活は児童・生徒の心身の成長に大きな影響を及ぼすことから、栄養のバランスを考えた献立としているほか、積極的に地場産物を使用し、児童・生徒の食育の場としても活用している。児童・生徒の食育の拠点として活用されている学校給食センターは、施設内にある調理機材等の老朽化が著しく、給食提供に支障をきたさないように計画的な更新を図る必要がある。

② 高等学校

平成20年3月に大成高等学校が廃校となり、平成25年3月には瀬棚商業高等学校が廃校となっている。

両高等学校は、少子化及び人口流出等による生徒数の減少や学区制の間口の問題等により、志願者数及び入学者数は減少の一途をたどり、相次いで廃校という状況となった。

このことから、北檜山区にある北海道檜山北高等学校が町内唯一の高等学校であるため、地域に根ざした学校としての役割を推進していく必要がある。

③ 社会教育

人々が生涯を通じ、心豊かな人生を送ることができるために、多様なライフスタイルや学習ニーズに対応した各期にわたる自発的な学習活動が必要とされている。その学習活動を通じて、町民相互のふれあいや地域の連帯感、活性化を図るとともに、各種団体、グループ等の活動支援や活動促進により、いつでも、どこでも、だれもが生涯にわたって学びあえる学習機会の拡充や地域の学習環境の整備を進める必要がある。

また、地域づくりやまちおこしを目指す住民活動が必要とされる今日、社会教育を促進する組織や職員体制の整備、資質の向上はもとより、ボランティア実践者の確保や育成等、住民参画による社会教育活動の促進を図る必要がある。

④ 社会教育施設

人々の学習活動を支える拠点として、社会教育施設の整備充実が求められており、各区に多くの社会教育施設が設置されている。しかし、各施設の老朽化、施設機能の差などの問題を抱えており、各施設機能を有機的に発揮できるネットワーク化や広域利用などにより効率的な利用促進を図っていく必要がある。

また、学校施設の開放や公共施設の有効活用により、人々の学習活動を促進するとともに、町民のニーズに対応できる情報発信、学習相談や指導、芸術文化活動、学習成果の活用を進める施設機能や、図書資料の充実、郷土資料や民俗資料などの保存・展示・活用による博物館施設の機能充実を推進する必要がある。

⑤ 社会体育

人々が健康で豊かな生活を営むためには、幼児から高齢者まで各期にわたるスポーツ活動等を促進させる必要がある。そのために、さまざまなスポーツ活動・健康づくり活動の機会の提供やニュー・軽スポーツの普及など、町民の誰もが気軽にスポーツに触れる機会の充実を図る必要がある。

また、各スポーツ団体等の活動の支援を行い各種スポーツ大会の開催、高度な知識や技術習得のための講座の開設、優れたスポーツ団体の招へいを促進させるとともに、様々なスポーツに触れる機会を創設するなど、スポーツ団体の活動を実施しやすい環境の整備やスポーツ活動の機会の拡充を促進する必要がある。

⑥ 社会体育施設

人々のスポーツ活動や健康づくりを支える拠点として、スポーツ施設の整備充実が求められており、各区に多くのスポーツ施設が設置されている。しかし、施設の老朽化が著しく多様な住民ニーズへの対応が困難な状況も見られるため、計画的な施設の改修及び改築や学校体育施設の効果的な開放、施設の広域的な利用などにより効率的な利用促進を図っていく必要がある。

また、利用効果の向上や適切な運営管理を図るために、同種の施設の統廃合や環境整備等を図る必要がある。

(2) その対策

- ① 快適な環境のもとで勉学に励めるよう、年次計画で学校教育施設及び設備拡充に努めるとともに、教員住宅などの整備を促進する。
- ② 令和元年度までに各学校へ設置したCS（学校運営協議会）を中心に、地域と連携した教育活動の推進を図る。
- ③ 安全な給食の提供を図るため、地産地消を意識した給食づくりに努める。
- ④ 学校給食を安定して提供できるよう調理機材等の計画的な更新を図る。
- ⑤ 図書資料の充実、博物館施設の整備を進める。

- ⑥ 各期にわたる学習機会の充実に努める。
- ⑦ 社会教育活動やスポーツ活動が快適に実践できるよう各施設の計画的な改修及び改築を進める。
- ⑧ 社会教育団体・スポーツ団体の活動を支援する。
- ⑨ スポーツを通じた地域間交流及び高度なスポーツ指導事業の推進を図る。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考	
8 教育の振興	(1)学校教育関連施設				
	校舎				
		北檜山中学校暖房設備改修工事	町	北檜山区 ※8	
	教職員住宅				
		教員住宅改修事業 20戸	町	北檜山区 瀬棚区 大成区 ※8	
	(3)集会施設、体育施設等				
	体育施設				
		町民体育館耐震診断委託事業	町	北檜山区 ※8	
		スポーツ公園グラウンド等改修工事 グラウンド整備、トイレ改修 付帯施設整備	町	北檜山区 ※8	
		B&G海洋センター改修事業 体育館・武道館屋根全面改修 艇庫管理棟屋根改修	町	瀬棚区 ※8	
		体育機器等整備 トレーニングマシン機器	町	北檜山区 瀬棚区 ※8	
	(5)その他				
		高齢者大学開設事業	町	北檜山区 瀬棚区 大成区 ※8	
		各種学級講座	町	北檜山区 瀬棚区 大成区 ※8	
		国内外研修派遣事業	町	北檜山区 瀬棚区 大成区 ※8	
		社会教育団体・体育団体育成	町	北檜山区 瀬棚区 大成区 ※8	

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	(5)その他			
		図書整備事業 図書購入	町	北檜山区 瀬棚区 大成区 ※8
		給食調理等機材購入事業 炊飯ライン、おかず調理ライン 洗浄ライン、消毒ライン	町	北檜山区 ※8

※8について、地域の持続的発展に向けて、教育の振興を図ることにより、若者から高齢者まで教育を受けることができ、さらに地域文化を学び郷土愛を醸成することで、地域への定住促進を図ることができ、賑わいと活気のあるまちづくりの推進につながるなど、その効果は将来に及ぶものである。

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

学校教育施設については、整備拡充に努めながら教育レベルの維持を図るとともに、活用されていない校舎の活用方法の検討し、施設の維持管理を計画的に推進し、公共施設等総合管理計画との整合を図りながら、本町過疎地域の持続的発展に努める。

建築から40年以上が経過している町民体育館については、建て替えの検討を行うとともに、将来の需要に応じた計画的かつ適切な施設整備に努めていく

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

① 集落の配置状況

北檜山区には、18の集落が沿岸部と内陸部に市街化型と散居型に区分されて分布している。町の中心集落はA1であり、都市的機能を概ね整備している。副拠点集落はA2～A5でA1と散居型集落の中継的機能を果たしている。

散居型集落の幹線道路は概ね舗装が完了し、冬期間の交通も確保され、自家用車の普及とバスの運行によって現在はA1の都市的機能の利用は容易である。

北檜山区は、歴史的な経過や地理的条件からして、大きく分けて北檜山市街地、北檜山、丹羽、若松、太櫓の5集落に分かれ、これをもとにそれぞれ町内会や各種団体活動、地域活動などに取り組みまれており、今後においてもそれぞれの地区集落の特性にあった整備充実を図る必要がある。

瀬棚区には18の集落が沿岸部と内陸部に区分されて分布している。区の中心集落はB1であり、主要集落はB2～B10で、b1～は散居型集落となっている。

散居型集落における人口は減少の傾向にあるが、基礎的集落圏はほぼ固定している。

核家族化と市街地における住宅需要については、利便性の高い市街地での住宅ニーズに対応するため、分譲宅地の促進や公営住宅の整備を促進する必要がある。

大成区は海岸線に沿って11の集落が形成されており、過疎化現象により人口の減少が各地域で見られる。

人口の減少度合いは、中心集落C1とその周辺C2～C3周辺並びに公営住宅団地造成地区を除いてはその割合も高く、高齢化も顕著である。

地域住民にとって集落イコールふるさとであり、集落においてはそれぞれの生活圏を形成しており、直ちに集落再編は困難である。

今後、道道北檜山大成線の道路改良により、未改良区間である都地区の事業が着手された場合、住宅が密集している地域であるため、市街地整備等を検討しなければならない。

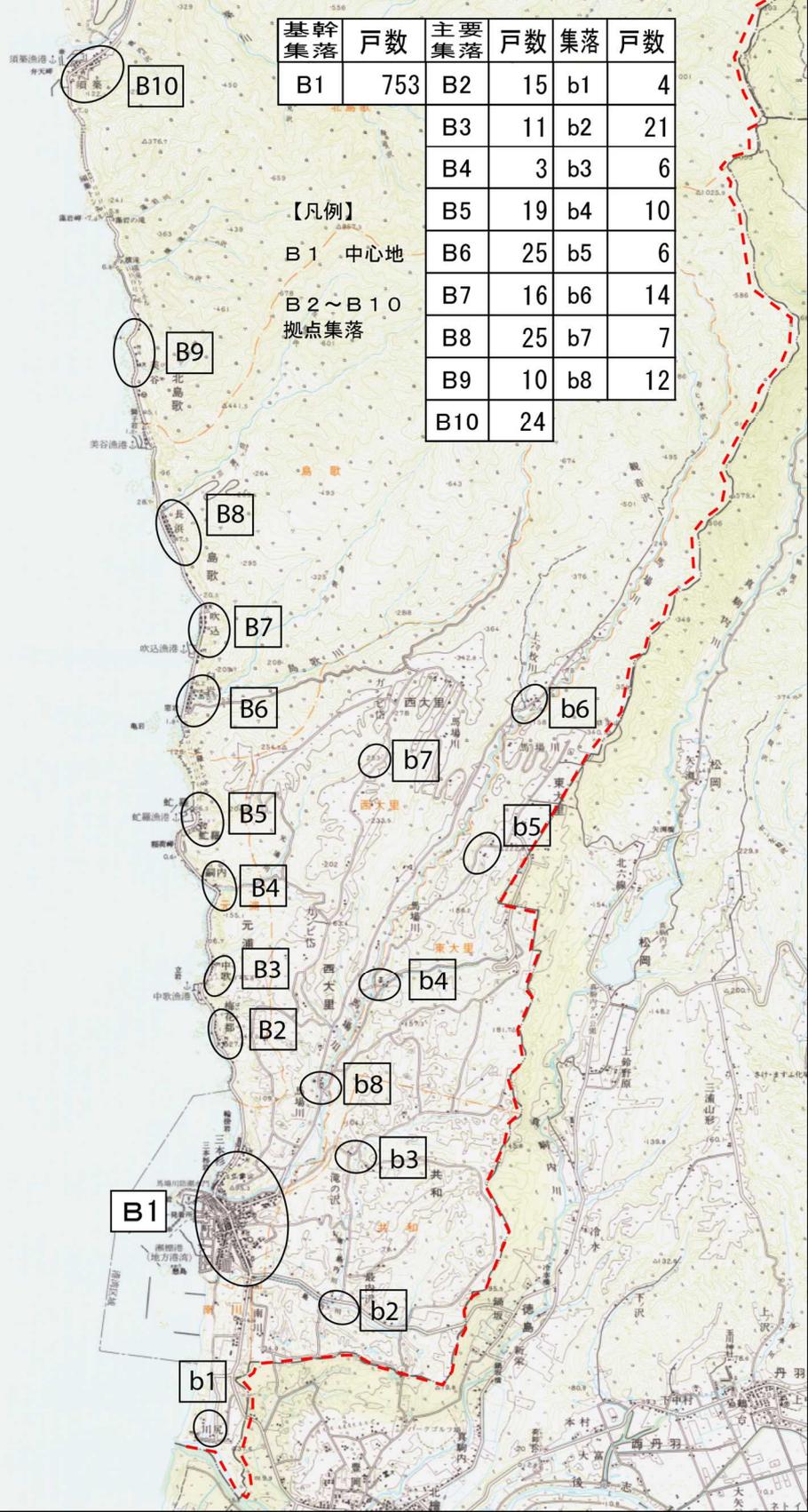
(2) その対策

① 地域自治区地域協議会を含め、各地区町内会活動や奉仕活動のコミュニティ活動を通し、広く地域住民が参加し実践できる諸活動の展開を側面から支援するとともに、集落の再編成は今後の推移と実態をみながら検討する。

② 地域住民で結成されている期成会や関係機関等の協力を得て、道路改良工事に伴うそれぞれの中心市街地整備等を推進する。

③ 本町の核となる本庁地区と支所地区等との適正な役割・機能分担を段階的に進めていくほか、それぞれの地域自治区地域協議会等と地域ごとの住民組織の機能充実を進め、住民サービスの向上と地域住民の意向反映に努める。

瀬棚区集落配置図



基幹集落	戸数	主要集落	戸数	集落	戸数
B1	753	B2	15	b1	4
		B3	11	b2	21
		B4	3	b3	6
		B5	19	b4	10
		B6	25	b5	6
		B7	16	b6	14
		B8	25	b7	7
		B9	10	b8	12
		B10	24		

【凡例】
 B1 中心地
 B2～B10 拠点集落

凡	例

●集落配置図地区名称一覧

北檜山区

集落種別		集落名称
基幹集落	A1	北檜山
主要集落	A2	若松
	A3	丹羽
	A4	太櫓
	A5	新成
集落	a1	松岡
	a2	徳島
	a3	豊岡
	a4	兜野
	a5	愛知
	a6	西丹羽
	a7	東丹羽
	a8	小倉山
	a9	共和
	a10	栄
	a11	富里
	a12	二俣
	a13	小川

瀬棚区

集落種別		集落名称
基幹集落	B1	本町
主要集落	B2	元浦1区
	B3	元浦2区
	B4	元浦3区
	B5	元浦4区
	B6	島歌1区
	B7	島歌2区
	B8	島歌3区
	B9	北島歌1区
	B10	北島歌2区
	集落	b1
b2		共和
b3		東大里2区
b4		東大里1区
b5		東大里3区
b6		西大里1区
b7		西大里3区
b8		西大里2区

大成区

集落種別		集落名称
基幹集落	C1	都
主要集落	C2	久遠
	C3	上浦
集落	c1	本陣
	c2	太田
	c3	富磯
	c4	花歌
	c5	宮野
	c6	平浜
	c7	貝取澗
	c8	長磯

11 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

地域文化の振興は、人々の暮らしの充実した営みや心の豊かさを育み、活力ある地域づくりに貢献する。地域の文化活動は、文化団体やサークル活動を中心に行われているが、地域への広がりや日常活動の促進に向け、団体活動への支援や、さまざまな趣味教養講座の開設や発表機会の充実、普段触れ合うことの少ない本物の芸術鑑賞機会を提供し、文化への関心を高める必要がある。

また、先人より受け継がれてきた郷土芸能や歴史的文化遺産について、計画的に学校授業での活用や地域のふるさと学習を促進させ、ふるさと愛の高揚を図るとともに、後継者を育成し継承・保存する必要がある。

文化財については、町が指定する有・無形文化財の保存や効果的な活用、町内全域にわたる遺跡・包蔵地の保存に努めるとともに、郷土資料施設における出土品の展示や効果的な活用を進め施設機能を発揮させ、文化財保護思想の普及に努める必要がある。

(2) その対策

- ① 文化活動団体への支援及び芸術・文化事業の充実を図る。
- ② 郷土芸能継承事業の推進及び計画的な後継者育成を図る。
- ③ 学校と連携した郷土文化の体験活動や文化財保護に関する学習機会を通じたふるさと愛の高揚を図る。
- ④ 町民参画による文化活動・文化財保護活動の推進を図る。
- ⑤ 郷土資料施設の整備と機能の充実を推進し、歴史文化、民俗資料、文化的遺産などの保存・活用を図る。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振興等	(1) 地域文化振興施設等			
	その他	文化財保護事業	町	北檜山区 瀬棚区 大成区 ※9
		郷土芸能伝承事業	町	北檜山区 瀬棚区 大成区 ※9
芸術鑑賞事業		町	北檜山区 瀬棚区 大成区 ※9	

※9について、地域の持続的発展に向けて、地域文化を学び郷土愛を醸成することで、地域への定住促進を図ることができ、賑わいと活気のあるまちづくりの推進につながるなど、その効果は将来に及ぶものである。

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

地域文化の振興施設としては、計画的な改修、整備を行い、施設の長寿命化を図り、町民の利用を促進するとともに、施設の維持管理を計画的に推進し、公共施設等総合管理計画との整合を図りながら、本町過疎地域の持続的発展に努める。

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

① 地熱開発及び再生可能エネルギー

本町の温泉は貝取潤、臼別、徳島、豊岡、北檜山、瀬棚地区にあり一般的な浴用、公共施設の床暖房に使用されているほか、水産種苗育成施設等で活用しているが、今後、地熱資源の有効な利活用についても検討する必要がある。

また、国はグリーン社会の実現に向けて、2050年までに温室効果ガスをゼロにするカーボンニュートラル（脱炭素）の促進活動を行っており、とりわけ地球温暖化対策の重要な手段として推進されている再生可能エネルギーについては、平成15年に日本初となる洋上風車2基を町において建設し、平成18年度には2,000kw、6基、令和元年度には3,200kw、16基の風力発電施設が民間事業者により稼働しており、現在も陸上及び洋上風車の計画が進行中である。

再生可能エネルギーの開発が地域経済に及ぼす効果は大きいものであることから、継続した推進体制が必要である。

(2) その対策

① せたな町地域エネルギービジョンを策定するとともに、再生可能エネルギーのゾーニング計画の検討と設定を行い、町が有する再エネのポテンシャルを最大限に活かす再エネ目標を設定する。

また、2050年までのカーボンニュートラルを目指し、再エネの導入に向けた調査・研究を推進する。

指 標 (平成29年～令和9年度までの累計)	基準値 (平成29年度)	目標値 (令和9年度)
風車設置数 (基)	8	40

(3) 計画

事業計画 (令和3年度～令和7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(1) 再生可能エネルギー利用施設			
		洋上風車維持管理事業	町	瀬棚区 ※10
		地域エネルギービジョン策定事業 再エネ導入目標・ゾーニング	町	北檜山区 瀬棚区 大成区 ※10

※10について、地域の持続的発展に向けて、再生可能エネルギーの利用の推進を図り、カーボンニュートラルを目指し既存の地熱資源の有効な利活用、風力発電の推進により、クリーンエネルギーの町として活気のあるまちづくりを推進するなど、その効果は将来に及ぶものである。

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

町が管理する風力発電所は、平成 16 年に稼働した風力発電機本体が 2 基あり、定期的に点検・診断を実施し耐用法定年数に応じ将来コストの縮減を考慮した維持管理を実施するとともに、公共施設等総合管理計画との整合を図りながら、本町過疎地域の持続的発展に努める。

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

本町は、渡島半島の北西部、日本海に面する豊かな自然環境を残している土柄で、産業的には農業と漁業という2つの特性を備えた特徴的な地域である。

これまで過疎対策事業を積極的に推進してきたが、就労場所が少ないため、若年層の流出が多くなってきており、そのため生産人口が年々少なくなり人口の高齢化比率の増加、若年層比率の減少に繋がっている状況である。

長期的過疎化現象が進んでいる本町にとっては、農林水産業の生産性の向上、省力化特産品の開発、地域資源を活かし自然エネルギーの多面的な利用を検討、優れた自然景観を背景とした広域観光開発等を推進し、地域の持続的発展を図る必要がある。

また、インターネットなど情報ネットワークの活用、更には人的ネットワーク、各地区ふるさと会との連携強化、支援対策を行い、地域情報の発信、交流を通して移住の受け入れ体制の強化、支援策を検討し、新しい価値観・考え方を持った人材を迎え入れ、活気ある地域社会を構築するための人材育成を図り、地域の持続的発展と人口の定着化に努める必要がある。

さらに、国際化感覚を身につけるため、姉妹都市交流を図り、国際交流員の招聘等を推進する。

また、地域情報の発信等本町の活性化に努めていくものとする。

(2) その対策

- ① 各種イベントの充実と他圏域との連携を促進する。
- ② 青少年や社会人の人的交流を積極的に進め、人材の育成を促進する。
- ③ 国際交流等の充実・発展を促進する。
- ④ 情報提供・交流のネットワーク化を推進する。

事業計画（令和3年度～令和7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分一覧表

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
	移住・定住	結婚定住奨励金事業 せたな町で結婚し町に定住する者に対して、せたな町共通商品券を交付し定住を支援するとともに、未婚者の婚姻を奨励し、活気に満ちあふれたまちづくりを進める	町	北檜山区 瀬棚区 大成区 ※1
		移住定住促進住宅奨励金事業 住宅を町内に建設または、購入する者に対し、奨励金を交付し住宅建設を促進するとともに、人口の流出等による空き家対策の一助として定住化と、地域経済の活性化を図る	町	北檜山区 瀬棚区 大成区 ※1
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業			
	商工業・6次産業化	住宅リフォーム等助成事業 住宅リフォーム等に要する経費の一部を助成し、町民が安心して快適に暮らす居住環境の整備や、産業振興における雇用を促進するとともに、地域経済の活性化を図る	町	北檜山区 瀬棚区 大成区 ※2
		産業等活性化補助金事業 新規起業や事業承継者、新規事業拡大者に対する機械・設備等の導入や店舗及び工場の新築・改装・改築費等の補助と新規学卒者の雇用に対し助成し、雇用の場の創出及び活性化を図る	町	北檜山区 瀬棚区 大成区 ※2
		商工会補助金事業 商工会の適正な運営による商工業の振興を図るとともに、経営改善普及事業等による会員の経営安定、負担軽減を図る	町	北檜山区 瀬棚区 大成区 ※2
	その他	イベント事業補助金事業 ・せたな漁火まつり・水仙まつり ・わたためがして大成・太田観光イベント 地域で開催する大規模イベント事業に対し補助金を交付し、地域の観光を活性化させ、魅力あるまちづくりを促進し関係人口の増加を図る	町	北檜山区 瀬棚区 大成区 ※2
観光協会補助金事業 観光協会の体制を強化し、町内の観光産業の地盤づくりを進め、観光産業の振興を図る		町	北檜山区 瀬棚区 大成区 ※2	
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業			
	公共交通	地方バス路線運行維持事業 せたな町地域公共交通網形成計画に基づき、町内で実施するデマンドバス運行事業に対し補助し生活交通路線の確保を促進する ・瀬棚須築線 ・北檜山太櫓線 ・檜山海岸線	町	北檜山区 瀬棚区 大成区 ※3
地域幹線系統維持バス導入事業 瀬棚線代替バス（第2種生活路線）の路線維持のためバス車両の更新を計画的に実施し、地域住民の安心・安全な移動手段を将来にわたり確保し路線の維持を図る		町	北檜山区 瀬棚区 ※3	
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業			
	防災・防犯	町有施設等解体事業 (老朽化施設防犯・防災環境対策事業) 町有施設の老朽化等による周辺環境の悪化防止及び安全安心な地域保全を図る	町	北檜山区 瀬棚区 大成区 ※5

事業計画（令和3年度～令和7年度）

6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業			
	健康づくり	子ども医療費助成事業 未就学から高校生までの子供に対し、医療費を助成することで子育て環境を整備することにより少子化の改善が期待できる。	町	北檜山区 瀬棚区 大成区 ※6
		介護保険居宅サービス（通所介護）事業 町内で通所介護事業を運営する社会福祉法人に対し、事業費の補助を行うことにより、高齢者の社会福祉の増進を図る。	町	北檜山区 瀬棚区 大成区 ※6
		重度心身障害者医療費助成事業 疾病の早期診断と早期治療を促進するため、医療費を助成することにより、重度心身障がい者（児）の健康保持と福祉の増進を図る。	町	北檜山区 瀬棚区 大成区 ※6
7 医療の確保	(1) 診療施設			
	病院	地域医療支援事業 病院事業会計への繰り出しにより、適切な会計運営を図る	町	北檜山区 瀬棚区 大成区 ※7
		(2) 過疎地域持続的発展特別事業		
その他	患者輸送バス運行业務 へき地保健医療対策として交通機関のない地域からの通院手段となる患者輸送バスの運行业務を行う	町	北檜山区 瀬棚区 大成区 ※7	

※上記一覧表の事業について、事業は一過性のものでなく、その効果が将来にわたるものである。